

## Stockholders' right to Inspect the Stockholders Lists

千手, 崇史  
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 商法

<https://doi.org/10.15017/22907>

---

出版情報 : 九大法学. 104, pp.180-122, 2012-02-23. Kyudai Hogakka i  
バージョン :  
権利関係 :

# 株主の会社に対する株主名簿閲覧・ 謄写請求権

千 手 崇 史

- I はじめに
  - 1 株主がネットワークを作る重要性
  - 2 株主がネットワークを作る手段とその問題点
  
- II 日本法の株主名簿閲覧・謄写請求権
  - 1 規定の趣旨・沿革等
  - 2 3号拒絶事由
  - 3 その他の拒絶事由
  
- III アメリカ法の株主名簿閲覧・謄写に関連する制度
  - 1 概要
  - 2 コモン・ロー及び各州会社法と株主名簿
  - 3 取引所法と株主名簿
  
- IV 株主名簿閲覧・謄写制度に関する検討
  - 1 日本法とアメリカ法の比較から見えてくること
  - 2 株主権とプライバシーに関する問題
  
- V おわりに

## I はじめに

### 1 株主がネットワークを作る重要性

株式会社の特質として、「所有と経営の分離」が挙げられる。基本的権限を株主に残しつつ、その他のことはすべて経営の専門家に委ねるとい<sup>(1)</sup>う仕組みである。これは、株主の責任をその出資限度に限る「有限責任の原則」<sup>(2)</sup>と相まって、企業が資金を集め、大規模な事業を行うことを可能としている。

しかし、所有と経営を分離した結果、場合によっては会社に関する情報の殆どが取締役らに集中してしまい、これによる弊害も生まれている。取締役らが株主らの利益を真に追求するのであれば望ましいのだが、常にそうとは限らないという事実は、学説や判例・裁判例の展開等を見れば明らかである。

これを監督し、是正することはできないか。様々な方法が考えられるが、本稿は会社の実質的所有者である株主の視点からその方法を考察してみたい。仮に取締役が違法、不当な行為なす場合に、これを発見、予防、是正等する方法として、第一に、会社の意思決定機関である株主総会との関連では、総会を招集を請求する権利（平成17年会社法（以下、会社法という）297条）、総会での議決権（会社法308条）、質問権（会社法314条）、株主提案権（会社法303条、304条、305条）が保障される。これら自体は株主が株主総会のメンバーであることによって有する権利であるが、これらの権利の適切な行使を通じて取締役らを牽制する効果が期待できる。第二に、法は株主に取締役らの行為を直接に監督・是正する権限を与えている。例えば、取締役の違法行為等により会社が損害を受ける場合は、一定の場合に事前に差止請求（会社法360条）、任務懈怠により会社が損害を受ける場合は、事後に任務懈怠責任の追及（会社法42条）や代表訴訟（会社法847条）などが可能である。

しかし、株主が会社に対して発言や権利行使をすることは、実際には大きな困難を伴う。特に少数株主と会社との力の差が大きいのは、上場会社など大きな規模の会社であるので、本稿は主にそれを念頭に置き、検討を進める。

なぜ発言や権利行使が難しいのか。その理由の第一は、権利行使をするために必要となる持株比率が、事実上権利行使を妨げているからである。まず、議決権に関連する場面を考えてみよう。株主は株主総会において、取締役、監査役らに質問権（会社法314条）を行使して、事の真相を確かめることもでき、これも一定程度会社の取締役らを牽制する機能を果たしうる。この質問権自体は単独株主権であるが、その前提となる総会を招集請求するのに、総株主の議決権の100分の3の持株比率が必要である（会社法297条）。取締役らの違法な行為など任務懈怠が疑われる場合には、定時株主総会を待ってはいは遅い場合も多いので、この総会招集請求が非常に重要となる。しかし、果たして数億株を発行する巨大企業が相手であった場合、この100分の3という比率を単独で備えらる株主が多く存在するだろうか。また、株主は株主総会のメンバーであるので、自由に発言できるはずである。しかし、その発言はあくまで会社が設定した議題について、先述の質問権を行使（会社法314条）できる程度である。株主のイニシアティブによって議題を設定するには、議題提案権（会社法303条）、それに自らの意見を主張するには議案提出権（会社法304条）の行使が必要である。さらに、実際に総会に出席しない株主も多いが、これらの株主に賛否の表明をさせるには議案要領の通知請求権（会社法305条）を行使することが重要となる。ここに述べた議題提案権（会社法303条）、議案要領通知請求権（会社法305条）はどれも総株主の議決権の100分の1以上又は300個の議決権、という持株比率（数）要件が課されている。これらの要件でも、個人株主や一部の機関投資家にとって、単独で満たすには厳しいラインであるかもしれない。次に、監督是正権の問題を考えてみよう。取締役の任務懈怠等が疑われる場合

も、それを主張するだけの根拠が必要である。株主が取締役の任務懈怠責任（会社法423条）を追及する場合を例にとると、原告が任務懈怠や損害発生、因果関係等の主張立証責任を負うので、原告である株主はそれを証明するだけの資料を保持していなければならない。それに際して、既に手の加わっている計算書類（会社法422条3項）の情報だけでは不足である場合も多いので、会計帳簿の閲覧・謄写（会社法433条1項）や検査役の選任請求（会社法358条）などによってさらなる情報を手に入れることが重要である。しかし、会計帳簿の閲覧・謄写（会社法433条1項）、検査役選任請求（会社法358条）には総株主の議決権の100分の3、発行済株式の100分の3等の持株比率が必要である。このような持株比率自体、株主の権利濫用を防止する機能を有するが、先述の通りこの100分の3というラインは容易には乗り越えられない場合も多い。

このような持株比率要件は、ただでさえ弱い立場にある少数株主にとって非常に厳しい要件であり、これがボトルネックとなって後の発言や権利行使が事実上の制約を受けてしまう場合も少なくない。

なぜ発言や権利行使が難しいのか。その理由の第二は、費用を計算することで権利行使を控える「合理的無関心」という問題があるからである。株主は受動的であり、権利行使の費用とその便益を計算して、権利行使をしないとの選択をすることが多い<sup>(4)</sup>と言われている。例えば、権利行使により配当、賠償金等の形で10,000円分の利益が確実に得られるとしても、そのための準備や手続等にかかる費用が15,000円（例1）であれば、権利行使をしないことの方が経済的にみて合理的である<sup>(5)</sup>。仮に費用が5,000円（例2）で済む場合も、差し引き5,000円分の利益しか得られないことから、権利行使をしない場合がある<sup>(6)</sup>。権利行使に費用がかかるために、その費用との比較で十分な利益が得られなければ権利行使のインセンティブが生まれないのである。このような問題は「集合行為（collective action）」問題に属する「合理的無関心」の問題として既に議論がなされているところである<sup>(7)</sup>。

ここで、仮に権利行使を欲する株主がネットワークを形成できるとするとどうか。第一の持株比率の問題点にしても、一人で持株比率を満たすのは難しいかもしれないが、自らと同じ考えの株主同士ネットワークを作り、委任状や信託を用いたり、共同で権利行使するなどして協力することができれば、持株比率要件を満たしやすくなり、総会での発言や会計帳簿等の情報数集、それらに続く様々な権利行使も容易になる。残る問題はネットワークをいかにして作るかにある。また、第二の問題点に関しても、ネットワークを形成することができれば、一人あたりの費用を抑えることが可能である。なぜなら、権利行使は複数人でも一つの手続で行うことから、権利行使にかかる費用は前述の通り15,000円(例1)ないし5,000円(例2)という額とそう変わらないと考えられるからである。ここで、例えば同じ意見に基づいて権利行使をしようとする100名の株主が相互連絡によりネットワークを作り、協力すれば、その利益は1,000,000円分となる。これを一人当たりで計算しなおしてみると、一人の得られる利益は10,000円、かかる費用は15,000円÷100人=150円(例1)ないし、5,000円÷100人=50円(例2)となる。要するに、ネットワークを作った場合は、利益との比較で、かかる費用が相対的に少なくなるので、権利行使のインセンティブが生まれる。このように、株主に権利行使のインセンティブを付与するために、また効率的に権利行使をするために、株主がネットワークを作ることは重要性を持つ。詳しくは後に紹介するが、近年の裁判例等を概観しても、積極的な株主が増加を見せ、委任状勧誘を行ったり、共同原告を募って訴えを提起するなど、共同で権利行使をする事例が盛んになってきていることが指摘でき、ここからも株主がネットワークを作る重要性を裏付けることが出来る。

## 2 株主がネットワークを作る手段とその問題点

しかし、株主がネットワークを作ること自体も困難であると指摘される。<sup>(8)</sup>各地に点在し、また株式の譲渡により変動する株主に対してアクセ

スをし、しかもその中から自らと同じ意見の株主の賛同を一定程度募るといことは少数株主にとって容易であろうか。このように、実際の問題として考えればその困難さは明らかである。確かに、上場会社には大量保有報告書（金融商品取引法（以下、金商法という）27条の23）の制度があり、5%以上その会社の株式を保有する株主の名称、本店所在地や事業内容等（金商法27条の23、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令2条）が開示される。これは内閣府のオンラインコンピュータシステムである「開示用電子情報処理組織」（通称 EDINET（金商法27条の30の2））によって公衆の縦覧に供されている（金商法27条の30の7、27条の30の<sup>(9)</sup>8）。これによって開示された大株主へ、少数株主が連絡を取ることは特に妨げられていない。

しかし、これら大株主は安定株主であることも考えられ、説得できる可能性は未知数である。また、上場会社でなければそもそも大量保有報告書の開示が義務づけられない。これらの点から、少数株主が自らのイニシアティブによって他の株主とネットワークを作るための別の手段を検討する必要性が高いことが分かる。

繰り返しになるが、上場会社等の大きな会社は、多数の株主が分散しており、しかも株式譲渡がなされることで株主構成自体も少しずつ入れ替わっている。よって、株主がネットワークを作ることは、これを容易にする前提条件なくしては至難の業であると言えるかもしれない。その前提条件に当たるもの、即ち、同じ意見を持った株主がネットワークを作るために役立つ方法はないのだろうか。

会社法上、そのために役立つ手段がある。会社法125条に規定される株主名簿の閲覧・謄写請求をなす方法である。株主名簿から得た情報（会社法121条参照）をもとに、株主に対して自らの意見を示して賛同を募る方法が可能である。実際にこの方法は、委任状勧誘や会社を相手とする訴訟の共同原告募集等のために、他の株主に連絡を取る手段として有効であり、現実によく用いられている。この株主名簿閲覧・謄写請求自体、

単独株主権なので、これをうまく使うことで株主がネットワークを作ることが容易になる。

しかし、株主名簿の閲覧・謄写請求権そのものにも問題が内在する。株主の情報を開示することになるので、「プライバシーの侵害」<sup>(10)</sup>と隣り合わせである点である。名簿に書かれた株主に関する情報（会社法121条参照）はそれ自体価値を持ち、委任状勧誘など正当な目的を主張する株主が、実はその名簿情報を転売する目的など違法不当な目的を持っている場合も多い。プライバシー情報は一度開示されてしまうとその拡散を止めることができず、それにより請求者以外の株主らに生ずる被害は株主数の多い巨大な会社ほど大きなものとなる。

また逆に、プライバシーの侵害を過剰に恐れるあまり正当な目的によってなされる名簿閲覧が拒絶されてしまうとこれも問題である、総会での議決権行使や株主提案（会社法303条等）、会計帳簿の閲覧（会社法433条2項）など、名簿情報を利用してなされるはずの権利行使が事実上制約されてしまうからである。株主名簿閲覧の場面において、当事者や裁判所は、常にこのように取り扱いの難しい、株主権とプライバシーの問題と直面している。

本稿は、株主がネットワークを作る手段として重要性を持つ株主名簿閲覧・謄写請求の制度について、日本の制度を概観しその問題を明らかにする一方（Ⅱ）、母法であるアメリカの制度や判例を紹介し、（Ⅲ）日本法との比較検討を行う。そして、株主名簿閲覧制度に対してその問題解決の方向性を模索する（Ⅳ）ものである。

## 注

- (1) 鈴木竹雄『新版会社法』27頁（弘文堂、全訂第5版、1997年）。
- (2) 鈴木・前掲注（1）28頁。
- (3) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ』220-223頁、（第3版、判例タイムズ社、2011年）参照。
- (4) Arthur R. Pinto & Douglas M. Branson, Understanding Corporate Law 113-



(40) 173 株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権（千手崇史）

- 114 (2nd ed. 2004). アーサー・R・ピント、ダグラス・M・ブランソン著、米田保晴訳『アメリカ会社法』139頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2010年）
- (5) Pinto & Brantson, supra note 4, at 113-114. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）139頁参照。
- (6) Pinto & Brantson, supra note 4, at 113-114. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）139頁参照。
- (7) Pinto & Brantson, supra note 4, at 113-114. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）139頁。
- (8) Pinto & Brantson, supra note 4, at 113-114. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）139頁。
- (9) 大量保有報告書等についての説明は、近藤光男ほか著『金融商品取引法入門』376頁以下（第2版、有斐閣、2011年）、河本一郎・大武泰南著『金融商品取引法読本』171頁以下（第2版、有斐閣、2011年）。
- (10) 後掲注（18）参照。相澤ほか編・後掲注（18）『立案担当者による解説』31頁、相澤ほか編・後掲注（18）『一問一答』64頁参照。

## II 日本法の株主名簿閲覧・謄写請求権

### 1 規定の趣旨・沿革等<sup>(1)</sup>

株主名簿とは、株主の氏名・名称や住所、各株主の保有する株式数やその種類、取得日など（会社法121条）、株主に関する情報を記載した名簿のことである。主に、株式譲渡の事実を確認し、また権利の移転を譲受人が対抗するために用いたり、逆に会社が日々変動する株主を把握したりすることが制度上想定されている。近年は会社に対して株主提案や業務提携をする前提としての委任状勧誘を行う目的や、代表訴訟・会計帳簿閲覧など株主の権利の共同行使を目的として行う閲覧が多い。

それでは、法律上はどのような趣旨に基づいて、どのように規定されているだろうか。

平成17年改正前商法（以下、旧商法という）は、263条において株主名簿を、定款・新株予約権原簿・社債原簿と同一条文で規律し、1項で会

社の備置義務を、2項で株主や債権者等の閲覧・謄写請求権を規定していた。会社法は、新しく125条を設けてこれを株主名簿の規定とし、定款(会社法31条)、新株予約権原簿(同252条)、社債原簿(同684条)を別々の規定とすることで、それぞれの根拠を明確にした<sup>(12)</sup>。会社法125条は1項で会社の備置義務を、2項で同様の閲覧・謄写請求を規定している他、3項で拒絶事由を定めている。125条3項は会社法での新設規定である。

株主名簿の備置き・閲覧・謄写制度の趣旨は、株主及び会社債権者の権利の確保又は行使を保障することにあるとともに、株主名簿の監視を通じて会社の状態を監視させ、間接的に会社の適正な運営を図り、会社の利益を保護しようとする<sup>(13)</sup>ことにある。この趣旨は平成17年制定会社法においても変わっていない<sup>(14)</sup>。

次に、この閲覧に関して、旧商法と異なるのは、閲覧・謄写を請求する理由が要件として加わった点である。

旧商法263条3項は、株主名簿の閲覧・謄写請求権について特に条件を付しておらず、請求者が株主及び債権者であることのみを要件としていたため、請求者において何ら株主名簿閲覧等の理由を請求原因として立証する必要はないと解されていた<sup>(15)</sup>。もっとも、株主名簿の閲覧・謄写請求は、株主等の会社に対する権利の確保を目的とするとともに、間接的に会社の機関を監視し、会社の利益を保護するために認められたものであるから、会社はどのような閲覧・謄写請求でも無条件に甘受せねばならない訳ではなく、営業妨害、嫌がらせなど不当な目的に基づく場合、株主資格とは関係ない純然たる個人的な目的による場合などには、権利濫用(民法1条3項)に当たるものとして、会社は請求を拒絶できると解されていた<sup>(16)</sup>。会社法はこれを改め、株主等が株主名簿の閲覧をするためには、請求の理由を明らかにしなければならないと規定した(会社法125条2項)。これは会計帳簿の閲覧・謄写請求における433条に倣ったものであり、請求理由は具体的に明らかにする必要があると理解されている<sup>(17)</sup>。

さらに、会社法での新設規定である125条3項の趣旨については、株主のプライバシー保護の必要性の他、いわゆる名簿屋が転売目的で名簿情報の閲覧をして経済的な利益を得る弊害が指摘されており、これらの点に鑑み拒絶事由を明文により明らかにした旨、立案担当者は説明している<sup>(18)</sup>。同3項各号は、会計帳簿閲覧・謄写請求の拒絶事由（会社法433条3項）とほぼ同一文言である。旧商法下においては、株主名簿の拒絶事由は明文で規定されておらず、株主側の権利濫用を会社側が主張立証することで、閲覧を拒絶していた（例えば、最判平成2年4月17日判時1380号136頁）。会社法125条3項が拒絶事由を明示したのはかかる考え方を押し進め、確認したものであると考えられる<sup>(20)</sup>。125条2項が株主等の閲覧請求に際して、請求理由の開示を要求することは、会社法125条3項の拒絶事由を会社側が判断する機会を与えるためでもあると理解されている<sup>(21)</sup>。

## 2 3号拒絶事由

(1) 後述するアメリカ法（コモン・ロー上の権利）とは異なり、日本法では閲覧の「正当な理由」を主に125条3項に掲げられた5つの拒絶事由の解釈を通じて判断する。そこで、もっとも激しく論争されているのは「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」と規定する125条3項3号の拒絶事由である。これに関しては、立案担当者は特に3号についてのみ、株主名簿からも当該会社の資本政策等に係る情報が把握され得る点から、会計帳簿との平仄が考慮されたという説明を加えている<sup>(22)</sup>。しかし、文言を読む限り、競業でありさえすれば、名簿閲覧が拒絶されてしまうように読める。学説の大半は、競業であることと前述の制度趣旨との不整合を指摘してこの条文を批判している。裁判例もその直接適用を避けるために文言から離れた技巧的な解釈を展開している。以下、会社法制定後の裁判例と学説を紹介、整理し、私見を述べる。

(a) テーオーシー事件<sup>(23)</sup>決定 (東京地決平成19年6月15日資料版商  
務280号220頁)

【事件の要約】 本件は下記 X と下記 Y の業務が競合する状況下において X から Y に対してなされた株主名簿閲覧・謄写請求の事案である。東京地裁決定は、125条3項3号における競業は請求者と、被請求者の子会社との間の競業を含むと解釈した点に新規性がある。3号拒絶事由の解釈については、文言通り主観的な要件を要求せずに形式的に適用し、債権者の申し立てを却下した。後述する「主観的要件不要説」と同じ発想を見ることができる。

【事案】 この事件は、不動産関連事業を営む債権者 (X という) が、同じく不動産関連事業を営む債務者 (Y という) に対して、株主名簿の閲覧・謄写の仮処分命令を求めた事例である。

X は平成19年5月21日に債務者の普通株式について公開買付けを開始したが、それに先立つ5月18日、その公開買付けを実施するにあたり株主名簿に記載されている株主の連絡先を入手することを目的として、株主名簿等の閲覧を申し立てたところ、Y は3号拒絶事由の存在を主張してこれを拒んだ。そこで、X は本件仮処分命令を申し立てた。

【決定要旨】 請求却下

「会社法125条3項は、株式会社が株主又は債権者からの株主名簿の閲覧等の請求を拒むことができる事由を掲げ、同項3号は、『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき』と規定している。同項3号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止するということにあると解されるところ、そのようなおそれは、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合にとどまらず、請求者の子会社や親会社の事業が株式会社の業務と競争関係にある場合も生じ得るものである。

また、株主名簿の閲覧等の拒絶事由は、平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）には明文上の規定がなく、会社法の制定に伴い、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由（同法433条2項）と同様の事由が初めて規定されたものである。旧商法においては、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由として、閲覧等の請求者が会社と競業をする者であるときだけでなく、請求者が会社と競業をする会社の株主であるときが明示的に定められていたのであり（293条の7第2号）、会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、会計帳簿及び株主名簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものと理解されている。そうだとすると、請求者が株式会社と競争関係にある会社の親会社であるような場合に、請求者自体が競争関係にある事業を営んでいないとして、会社法125条3項3号所定の拒絶事由に該当しないと解するのは、上記の会社法の制定の経緯に沿うものということとはできない。

以上によれば、会社法125条3項3号所定の『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業』を営む場合とは、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者がその子会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が株式会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。」

「Xは、不動産投資顧問事業を主な事業内容とする株式会社であるが、各有限会社をいわゆる100パーセント出資の孫会社として実質的に支配し、その事業内容を通じて一体として収益を上げていることが一応認められ（中略）、そうだとすると、会社法125条3項3号の実質的な競争関係の有無を判断するに当たっては、各有限会社の事業内容をも併せて考慮すべきである。そして、本件において、Yは品川区、墨田区、台東区を中心に不動産の取得・開発及び賃貸業務を営んでおり、他方、各有限会社も品川区、台東区を含む東京都内において、不動産の取得・開発及び賃貸業務を営んでいる」

「Yの営む事業と各有限会社の営む事業は不動産の取得・開発及び賃貸業務の点において競争関係にあるものと認めるのが相当である。以上によれば、各有限会社を100パーセント出資の孫会社とするXとYとの間には実質的な競争関係があり、Yは、会社法125条3項3号所定の拒絶事由により、本件株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶することができると解するのが相当である」

(b) 日本ハウズイング事件 (地決) (東京地決平成20年5月15日金判1295号36頁)

【地決の要約】 下記Xが、委任状勧誘を目的として、競業関係にある下記Yの株主名簿の閲覧・謄写申請をした事案である。地裁決定は、テオオーシー事件同様、条文を文言通り形式的に解釈してXの申請を却下したので、後述する「主観的要件不要説」と同じ発想に立っているといえよう。なお、後で紹介する(d)大盛工業事件のような、「事業」の意味を限定解釈する考え方を、この東京地決は明確に排斥している。

【事案】 本件は、不動産事業を営む債権者(Xという)が、同じく不動産事業を営む債務者(Yという)に対して、委任状勧誘を目的として債務者の株主名簿の閲覧・謄写の仮処分命令を申し立てた事案である(当初X単体でYの発行済株式の約10%を、またXの完全子会社Aと合わせてYの発行済み株式の約16%を保有していた)。Yは平成19年6月、Yの発行株式の大量取得行為に対して、原則として株主総会における投票によって意思確認をした上で新株引受権の無償割当て等の対抗措置を講ずる旨の買収防衛策を導入していた。XはYに対して、平成19年11月頃までに事業協力、経営統合等を申し入れたが、これが拒否されたため、平成20年2月に公開買付けをする予定であると発表した。

Xの完全子会社であり、Yの株主でもあるAは、平成20年4月、同年6月27日に開催予定であるYの定時株主総会における議題として、①買収防衛策に関する規定を新設、②買収防衛策の導入、③Xに対してはこ

の対抗措置を発動しないこと、④取締役役にX社の者2名を選任すること、などの提案を内容とする株主提案を行った。

XはYの株主に対して、この提案に賛同するよう求める委任状を勧誘する目的で、平成20年4月、Yの株主名簿閲覧・謄写請求をした（この時点でXとA合わせて、Yの発行済株式の77.7%を保有）が、Yは125条3項3号に該当するとしてこれを拒絶した。そのため、Xが株主名簿の閲覧・謄写を求めて、仮処分命令を申し立てた。

**【決定要旨】** 請求却下

「会社法125条3項は、株式会社が株主又は債権者からの株主名簿の閲覧等の請求を拒むことができる事由を掲げ、同項3号は、『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるとき』と規定している。同号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止することにあると解される。そして、同号は、同項1号及び2号と異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件として規定していない。

このような同項3号の趣旨及び文言に照らせば、同号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、当該株式会社は閲覧等の請求を拒むことができることを定めたものと解するのが相当であり、それ以上に、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害される現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とするとは解されない。また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできない。さらに、同号の『実質的に競争関係にある事業』について、債権者が主張するように当該株式会社の株主情報が有用性ある秘密と認められる事業に限定されると解すべき理由はなく、このように解することはできない。」

(c) 日本ハウズイング事件（高決）<sup>(24)</sup>（東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁）

【高決の要約】高裁決定は3号拒絶事由が問題となる場面において、1号2号拒絶事由の立証責任を株主側に転換するというテクニカルな解釈論を用いた。これにより、競業者である株主は、「その権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったこと」主張立証することにより、株主名簿の閲覧が可能となる（競業だけを理由に拒絶されることはなくなる）。文言解釈の域を超えているようにも思えるが、こうしてでも3号の直接適用を避けたことは、3号拒絶事由の不当性を示唆するものといえる。本決定が、平成17年会社法制定後、競業者による株主名簿閲覧を認容した初めての事例<sup>(25)</sup>であり、注目すべきものである。後述する「主観的意図推定説」と同じ発想に立っていると考えられる。

【事案】(b)と同じなので省略する。

【決定要旨】請求認容

「会社法一二五条三項三号の規定の趣旨について検討すると、株主であっても、その株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものである場合には、株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で同条二項の請求を行うおそれがあるから、そのような不当な目的の請求に対する拒絶事由を類型化して、これを拒むことができることとすることに一定の合理性が認められるところ、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであると否とを問わず、当該請求を行う株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき（同項一号）、あるいは株主（請求者）が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき（同項二号）には、権利を濫用するものとして株式会社が当該請求を拒むことができることは、旧商法が定める株主名簿の閲覧又は謄写の請求について権利を濫用するものと認められる場合に会社が株主の請求を拒絶することが



できると解されていたことからしても、明文の規定を俟たなくとも当然のことであり、上記各号は確認的に規定されたにとどまるものと解されるが、株主（請求者）が上記のいずれかに該当することを株式会社が証明することは必ずしも容易なことではないことにかんがみ、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する株主が同条二項の請求を行う場合には、当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的でこれを行っているとは推定することに一定の合理性を肯定することができることを併せ考慮して、同項一号及び二号の特則として同項三号が設けられたと考えられるのであり、これによれば、同項三号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り（このことが証明されれば、同項一号及び二号のいずれにも該当しないと評価することができる。）、株式会社は同条二項の請求を拒むことができることとしたものであり、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に該当することを証明すべき責任を上記のとおり転換することを定める旨の規定であると解するのが相当である。このように解しないと、当該請求を行う株主が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものである場合には、ただそのことのみによって、株主（請求者）が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったときであっても、株式会社は当該請求を拒むことができることになり、同条二項が株主に対し株主名簿閲覧・謄写請求権を付与し、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧・謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とする株主名簿閲覧・謄写請求制度の前記の趣旨、目的を損なうこととなってしまうのであり、当該請求を行う株主（請求者）が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったときであっても、株式会社の業務と実質的に競争関係に

ある事業を営み、又はこれに従事するものであるとして、そのことだけを理由に同条二項が株主に対して付与する株主名簿閲覧・謄写請求権を否定しなければならない合理的な根拠は見だし難いのである。それにもかかわらず、同項三号の規定を、あえて『株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するもの』に該当する株主の株主名簿閲覧・謄写請求権を否定する趣旨の規定であるとすれば、同条二項が株主に株主名簿閲覧・謄写請求権を付与した趣旨、目的を没却し、同条三項が例外規定を設けた趣旨を逸脱し、目的と手段との権衡を失する不合理なものであるとのそしりを免れないものとならざるを得ない。したがって、同項三号は、上記のとおり証明責任を転換する旨の規定であると解するのが相当である。」

本件では、Xが賛成をもとめて委任状勧誘をするためという閲覧目的を明示している点、株主名簿情報の目的外使用を誓約している点などから、Xがもっぱらその権利の確保等のために調査を行ったことを認定し、Y社は閲覧請求を拒むことができないと判示した。

(d) 大盛工業事件決定<sup>(26)</sup> (東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁)

【事件の要約】この事件は、競業関係にあるY社に対して、X社が事業提携を目的として非常に頻繁に株主提案を行い、そのために何度も総会の招集や名簿閲覧を求めた事案である。Y社は一旦名簿の閲覧に応じたものの、その後はこれを拒み続けており、125条3項2号(業務遂行を妨げる目的)と、3号(競業)の拒絶事由が問題となったが、主に問題となったのは後者である。この決定は、これまでの決定とは異なり、競争関係にある「事業」の意義を限定解釈することで、3号直接適用を避け、結論としてX社による名簿閲覧を許容した。

【事案】土木建築業などを営む債権者(X社とする)は、同じく土木建築業務を営む債務者(Y社とする)の議決権総数の2.84%にあたる株式を保有していた。X社、Y社は平成19年に交わした覚書により、ゆるやか

な形での業務提携を維持していたが、平成21年7月以降、X側が提携強化を目的とした役員派遣の受け入れ要求や、設備投資の提案を行った。Y社はこれを拒んだ。そこで、その後Xは、①平成21年10月28日予定の株主総会で、Y社が推す取締役とは別の取締役を候補者とする修正動議の提出を目的として株主名簿の閲覧をなしたり（平成21年8月7日）、②同じ提案をするために名簿閲覧とともに会社法297条に基づいて、他の株主一人と共同して株主総会の招集を求めたり（平成21年12月11日）、③委任状勧誘を目的とした名簿閲覧請求をする（平成22年1月18日）などしている。Y社は①の閲覧請求に関して、一旦は株主名簿の閲覧・謄写に応じたものの、Xが委任状勧誘に際して、委任状を返送した株主に対して金券を贈与するなどの記載をつけるなどしたことを嫌悪してか、それを限りに名簿閲覧には応じていない（125条3項3号を理由にして拒絶し続けている）。なお、Xが株主総会で提出した動議は①においても、②においても否決されている。それでもなお、Xは④平成22年1月26日頃、①で閲覧した株主名簿情報（※最新のものではない）をもとに、同じように金券の提供などを条件として、委任状勧誘を行っている。しかし、その後行われた株主総会でも、Xの提案（取締役の選任議案）は否決されている。そこで、Xは前回の総会（④のこと）では最新の株主名簿に基づく委任状勧誘ができなかった点などを主張し、平成22年4月26日に同じように取締役選任決議を目的とする総会を招集請求する予定であり、そのために株主名簿の閲覧を再度請求した。これに対する拒絶事由は、125条3項2号と3号が問題とされているが、3号該当性についてのみ紹介する。

#### 【決定要旨】 請求認容

「会社法125条3項は、株式会社が株主等に対して株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶することができる事由を列挙しているところ、上記規定は、株主等の権利行使が権利濫用にわたることがあることから、株式会

社が株主等による株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶し得る場合を明らかにすると同時に、株式会社が濫用防止に名を借りて株主等の正当な権利行使を妨げることを防ぐため、閲覧・謄写請求を拒絶し得る場合を同項各号所定の事由に限定したものというべきである。

ところで、会社法125条3項3号は、請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときは、当該株式会社は株主名簿の閲覧・謄写請求を拒むことができる旨を定めている。同項は、前示のとおり、株主等の権利濫用にわたる権利行使を制限する趣旨に出た規定であるところ、これと同一文言の拒絶事由の定めのある会計帳簿の場合（会社法433条2項3号）には、株式会社の経理の実情に関わる情報が記載されており、競業者に閲覧・謄写されると、これによって得られた情報が競業に利用されて株式会社が不利益を被る危険性が高いため、請求者が競業者であるときには、定型的にみて権利濫用にわたる権利行使が行われるおそれがあるということができると対し、株主名簿の場合には、株主構成に関わる情報が記載されているにすぎないため、単に請求者が競業者であるというだけでは、閲覧・謄写によって得られた情報が競業に利用されて株式会社が不利益を被る危険性が高いということはできないから、定型的に権利濫用にわたる権利行使のおそれがあるとまでいうことはできない。また、単に請求者が形式的に競業者に当たるからといって株主名簿の閲覧・謄写を拒絶することが許されるならば、このような請求者である株主が少数株主権の行使や委任状による議決権の代理行使の勧誘等を行うことが困難となるばかりか、株主が競業者に当たるかどうかによって、これらの権利行使の可否又は難易が左右されるという不合理な結果を招くことにもなりかねない。このような諸点にかんがみると、同項3号にいう『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき』とは、単に請求者が株式会社の業務と形式的に競争関係にある事業を営むなどしているというだけでは足りず、例えば、株

式会社が得意先を株主としているため、競業者に株主名簿を閲覧・謄写されると、顧客情報を知られて競業に利用されるおそれがある場合のように、株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれている事業について、請求者が当該株式会社と競業関係にある場合に限られると解するのが相当である。」続けて、Y社が以前一度名簿閲覧に応じていることから、上記「事業」には該当しないとし、結論としてXによる名簿閲覧請求を認容した。

(2) 次に、3号拒絶事由に関する学説を整理する。3号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」を拒絶事由とするが、これは名簿屋の弊害防止、株主のプライバシー保護<sup>(27)</sup>という株主名簿閲覧拒絶事由の制度趣旨と整合するだろうか。前述の通り、立案担当者は、特に3号についてのみ、株主名簿からも当該会社の資本政策等に係る情報が把握され得る点から、会計帳簿との平仄が考慮された旨の説明を加えている<sup>(28)</sup>。しかし、学説の大半はこの規定に対して異議を唱えている。異議の主な論拠は、①プライバシー保護という本規定の趣旨と競業が無関係である点、②競業者であるというだけで拒絶できるように読めてしまう不当性などにある。まず①に関しては、確かに、株主らがプライバシーを侵害されたことを発端として何らかの損害を受けた場合、情報管理責任を追及して、当該株主が会社の損害賠償責任を問う可能性は否定できない<sup>(29)</sup>。また、それによって会社が大きな社会的なダメージを被る可能性もないとは言えない<sup>(30)</sup>。さらに、名簿情報が競業に利用されることにより、会社が営業の機会を奪われるという損害も考えられよう<sup>(31)</sup>。しかし、閲覧されることによって会社の利益を害する可能性のある会計帳簿であればこのような論拠があてはまるかもしれないが、株主名簿は別の制度なのであって、拒絶事由が同一文言（会計帳簿は会社法433条2項3号、株主名簿は同125条3項3号）だからといって同じ解釈をしなければならない必然性はない。株主名簿の記載事項は株主の氏名、住所、株式数、株式を取得した日（会

社法121条)であり、会社の情報は含まれていないから、会計帳簿のように、情報が競業に利用され会社が損害を被る類型的な危険は認められない<sup>(32)</sup>。また、現行法が債権者に対しても株主名簿の閲覧を認めている点からしても、請求者が競業者であるからプライバシー侵害の類型的危険があるということにはならない<sup>(33)</sup>。さらに、業者であるかどうかに関係なく、濫用的な閲覧は3号以外の会社法125条3項1号2号等の規定によって処理が可能であることも指摘されている<sup>(34)</sup>。会社法125条3項の制定過程に目を移すと、要綱試案(第4部第3、10(5))段階、要綱案(第2部4、5(5))段階のいずれにおいても拒絶事由2号3号が入っておらず、国会に提出され立法段階になって突然登場した。この点も不可解であり、3号は立法ミスである<sup>(35)</sup>とか、会計帳簿に関する拒絶事由をコピーアンドペーストした結果ではないかと厳しい批判を受けている<sup>(36)</sup>。以上のように不明な点も多いことから、学説の大半は3号そのものの存在に対して、立法論上異議を唱えている<sup>(37)</sup>。

もっとも、条文が現に存在する以上は解釈でその不都合を乗り越える方法も模索すべきである。その際、前記論拠②のように、競業者であるという理由だけで名簿閲覧を拒絶されてしまうように読める点が会社法125条3項3号の不都合な点である。正当な名簿閲覧さえも競業を理由に拒絶されてしまい、またその後に予定される株主提案、委任状勧誘等の行為が事実上不可能となるからである。この不都合を、解釈によって乗り越える方法はないか。これに関して、学説は会社法125条3項3号に主観的要件を読み込むか否か、読み込むとした場合のその方法を巡って大きく以下の(a)～(c)の3つの説が唱えられている。

#### (a) 主観的要件不要説

この説は、請求者と会社との間に客観的な競業関係があれば足り、目的などの主観的要件は不要であるとする見解である。あくまで3号を形式的に解釈するものであり、条文の文言に合致する点<sup>(38)</sup>、また請求者の主

観的意図を立証するのが困難な点<sup>(39)</sup>が論拠である。また、会計帳簿における433条2項3号の解釈において、このように形式的に解釈する説が通説<sup>(40)</sup>であった。株主名簿における125条2項3号は、433条2項3号と同一文言であるが、株主名簿における主観的要件不要説は、同一文言について同一解釈を採っている点で、法解釈の安定性が確保できる。会計帳簿の場合と同様、株主名簿の場合にも競業者の閲覧によって甚大な被害が会社に生ずると指摘<sup>(41)</sup>されている。しかしながら、前述の通り<sup>(42)</sup>125条3項3号自体が立法的に厳しい批判にさらされている点を考えると、この文言をそのまま受け入れる主観的要件不要説を解釈として採ることは困難である。なお、会社による125条3項3号に基づく閲覧・謄写請求権の拒絶権の行使が権利の濫用に該当するとする立場もある。この考え方により、対象会社の性質（上場会社か否か）、請求者の株式保有数、権利行使する株主権の内容等、きめ細やかに対応できる点が利点である。また、委任状勧誘合戦が繰り広げられる中で、会社側は全株主に自由にアクセスできる反面、請求者側は一部の株主にしかアクセスできないという不公平な状況があり、会社側がかかる不公平を実質的に維持する以外にない状況<sup>(44)</sup>があれば、この理論構成は十分機能しうるだろう。しかし、一般条項を用いる点<sup>(45)</sup>においては慎重さが要求される。

#### (b) 主観的要件必要説

これは、125条3項3号は競業関係にある請求者が濫用的な目的で請求をした場合には、会社は当該請求を拒絶できるという当然のことを規定したものだと理解する立場である。この立場によれば、閲覧・謄写により得られた情報を競業に利用する意図を会社側が立証することで閲覧・謄写を拒絶<sup>(46)</sup>することができる。もっとも、上記日本ハウズイング事件東京高裁決定などが指摘している通り、かかる主観的意図の立証を会社が果たすことは容易ではなく、その点を批判されている。

### (c) 主観的意図推定説

この立場は、請求者が競業関係にある場合には、濫用的な閲覧であることが推定されるとする説である<sup>(47)</sup>。その結果、権利濫用の立証責任が請求者側に転換され、競業者である請求者は「正当な目的による閲覧」であることの立証責任を併せて負うこととなる。もともと、この解釈は技巧的に過ぎる点<sup>(48)</sup>が問題であり、解釈論を超えた立法論とも批判されている<sup>(49)</sup>。

(3) 最後に3号拒絶事由に関する私見を述べる。以上概観してきた通り、125条3項3号については批判的な見解が多く、その形式的適用を避けようとする点では、学説の多数も、裁判例も一致している。その理論構成を整理すると、主観的意図を必要とする立場（主観的要件必要説）、主観的意図を推定する立場（主観的意図推定説・日本ハウズイング高裁決定）と、競業となる「事業」の意義を限定解釈する立場（大盛工業事件）の三つが存在する。このうち、主観的意図推定説は3号拒絶事由の解釈として妥当ではない。先に指摘されている通り、この解釈は技巧的すぎる。また、競業者のみ立証負担が重くなる（「正当な目的による閲覧」も主張・立証しなければ閲覧できない）点で、競業者でない者（「不当な目的」は会社が立証）とのバランスを失ってしまう。やはり、競業と名簿閲覧の拒絶との関係が薄いことを正面から認めるべきであり、競業者かどうかで立証の負担が異なる結論は採るべきではない。次に、大盛工業事件のように「事業」を限定解釈する立場は全く違う方向からのアプローチであり、傾聴に値する。しかし、この見解は未知の点が多い。大盛工業事件決定も一つ例を挙げてはいるが、この基準からだけではある事業が「競業」かどうかは必ずしも客観的に定まるわけではない。個別具体的場面を想定すると予測可能性が不十分なのではないか。今後の事例の蓄積が必要であると考え。結局のところ、3号の解釈としては主観的要件必要説をとり、1号2号拒絶事由と同じく会社側に立証責任を負わせることで処理することが現時点では妥当である。この解釈についても、条文



の文言からかい離する点や、実質上3号を死文化させてしまっている点に対する説明の点で、困難を抱える。しかしながら、前述の通り3号の「競業」に関する拒絶事由は趣旨との関係が不明であることから削除すべきである<sup>(50)</sup>と考えるべきである。その観点から、現在の条文の解釈としては、「競業」であることを前提とした解釈である主観的要件不要説、主観的意図推定説よりも、また予測可能性の不十分な大盛工業事件の立場よりも、主観的要件必要説が優れていると考えられる。なお、この解釈で会社側の立証責任が重くなりすぎる点も問題となるが、これは3号特有の問題というより、1号2号を含めた拒絶事由全体の問題であるので、これらの条項も考慮に入れて考える必要がある。

### 3 その他の拒絶事由

(1) 125条3項にはほかに4つの拒絶事由が規定されている。1号は、「その権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」を、2号は「請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」を規定する。これらは、株主名簿閲覧・謄写請求権の濫用的行使を防止するという、同制度の趣旨・目的からみていわば当然のことを明文で規定した確認規定である<sup>(51)</sup>。ここで、例えば旧商法下では、新聞購読を打ち切られた総会屋が、見返りに会社の営業妨害、嫌がらせをする目的などは、不当な目的で権利濫用に当たり拒絶事由を構成すると解されてきた<sup>(52)</sup>。しかし、具体的に何が1号2号拒絶事由に該当するかを一般的に詳細に示すことは困難であり、個別具体的な事例の問題である<sup>(53)</sup>と考える。一方、4号と5号は、その典型例である名簿業者による取得を排除することを念頭に、具体例を規定した例示規定と位置付けられている<sup>(53)</sup>。名簿売却の目的が拒絶事由となることは平成17年会社法立案前から争いのない<sup>(54)</sup>とあり<sup>(54)</sup>確認的な規定である。

(2) 最近1号拒絶事由を巡って争われた事例があるので、紹介する。

フタバ産業事件は、金商法上の損害賠償請求権を行使するための共同原告を募るためになされた株主名簿閲覧をなした事案である。125条3項1号の拒絶事由が問題とされた珍しい事案である。以下に概観する通り、地決は金商法上の請求権と1号の「株主の権利」との一定の関係性に理解を示しつつも、共同原告を募る目的は「株主の権利」に該当しないとして、申請を却下した。一方、高決は金商法上の請求権そのものが「株主の権利」に該当しないとして却下した。

### フタバ産業事件（最高裁平成22年9月14日決定、資料版商事法務321号58頁）

【事件の要約】フタバ産業事件は、下記原告Xが、金商法上の損害賠償請求権を、下記Y社に対して提起する予定であり、その共同原告を募るために他の株主と連絡する目的で株主名簿閲覧を求めた事案である。地決は、金商法上の損害賠償請求権と株主の権利（125条3項1号）の密接な関連性に一応の理解を示しつつも、金商法上の損害賠償請求権は単独で行使でき集団訴訟にすることは法律上必要とされていないという理由で却下した。高決は、金商法上の請求権は株主の権利（125条3項1号）とは無関係であるという理由で却下した。

【事案】債務者フタバ産業（以下、「Y社」という）は、上場会社である。一方、債権者（以下、「X」という）は、Y社の株式を取得した株主である。本件は、XがY社に対して会社法125条2項の株主名簿閲覧・謄写の仮処分申請をなした事案である。

Y社は平成16年6月29日以降、有価証券報告書に虚偽記載をなしていた。これに対して、金融庁はY社に金融商品取引法（以下、「金商法」という）172条の2第1項又は2項違反があるとして、課徴金納付を命ずる決定（以下、「課徴金納付命令」という）をした。Xは、東証に上場されていたY社の株式を、本件課徴金納付命令以前に取得し、株主となっていた。XはY社に対して、その株主名簿の閲覧・謄写を求めた。Y社はこ

れに対して、XがY社に対する権利行使などに限定して利用し、第三者に開示漏洩しない旨の誓約書を提出することを条件として閲覧・謄写に応じる旨の回答をしたが、Xはかかる誓約書を提出しなかったため、Y社は株主名簿の閲覧・謄写を拒否した。

そこで、XがY社を債務者として、「金商法上の損害賠償請求訴訟の原告を募る目的（以下、「集団訴訟の原告募集目的」という）」などの目的を掲げて、Y社の株主名簿閲覧・謄写を求める仮処分を申立てた（以下、この申立てを「本件申立て」という）のが本件の事案である。本件申立てに対し、Y社は当初、「本件議案賛同株主募集目的及び本件帳簿閲覧請求賛同株主募集目的に限定して利用し、第三者に開示・漏洩しない」旨の誓約書提出を条件とした閲覧請求、「会社法125条3項1号に言う株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的に限定して利用し、それ以外の目的（金融商品取引法上の請求を行うものを勧誘する目的を含むがこれに限らない。）には利用しない」旨の誓約書提出を条件とした閲覧請求を、答弁書等において和解案として提示したが、Xはこれにも応じていないため、本件申立て時点ではY社は株主名簿を閲覧・謄写させていない。

#### 【地裁決定要旨】 請求却下

以上の事案について、**名古屋地裁岡崎支決平成22年3月29日資料版商事法務316号209頁**（以下、「地裁決定」という）は、Xの申立てを却下した。

地裁決定は、集団訴訟の原告募集目的について、「金融商品取引法上の損害賠償請求権自体についてみれば、会社法125条3項1号の『株主の権利』が一般的に想定する株主の共益権的権利ではないものの、株式という有価証券の購入者という立場と、株式保有を通じて会社に対して権利を有する株主という立場は、少なくとも現在も株式を所有している株主にとっては、密接に関連しているということができ、それ自体、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的と認める余地がないとはいえない」としながらも、「同損害賠償請求権は債権者個人の権利であり単独で行使することが可能であり、原告を募って集団訴訟とすることは必要と

されておらず、この点で、賛同者を募ることが権利実現のために不可欠な場合とは決定的に異なる。そうであるとすれば、集団訴訟の原告を募集する目的で株主名簿を謄写することは、会社法125条3項1号のいう株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的に当たると解すべきである。」として、集団訴訟の原告募集目的が会社法125条3項1号の拒否事由に該当することを認めた。

他の正当な目的との関係については、「併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当である」と判示した上で、本件事案において「Xの有する各目的は、いずれもY社の有価証券報告書虚偽記載に端を発してY社ないしY社経営陣の責任追及を志向するものである。そのような状況では、Xが、共益権、自益権の両側面から経営陣の責任追及をしようとするのも十分考えられることである。また、Xが損害賠償請求訴訟のみを志向していると認めるに足りる本件固有の事情の疎明があるとはいえない。そうであるとすれば、Xが、もっぱら集団訴訟の原告募集のみを目的として謄写を請求しているとまで認めるに足りる疎明はないといえる。」とし、正当な謄写目的である他の4つの目的はXが謄写を求める主たる目的の一つであると認められるとの理由で、被保全権利については一応の疎明があると結論づけた。Xは即時抗告をなした。

#### 【高裁決定要旨】 請求却下

即時抗告を受けて、**名古屋高決平成22年6月17日資料版商事法務316号198頁**（以下、「高裁決定」という）もXの申立てを却下すべきものとしているが、理由づけが異なる。まず、集団訴訟の原告募集目的は会社法125条3項1号の「株主または債権者とその権利の確保または行使に関する調査」に該当するというXの主張に対して、「金商法で認められている損害賠償請求権は、虚偽記載のある有価証券報告書等重要書類の記載を信じて有価証券を取得した投資家を保護するため、それが虚偽であることによって被った損害を賠償するために認められた権利であって、

当該権利を行使するためには現に株主である必要はないのに対し、株主の株主名簿閲覧等請求権は、株主を保護するために、株主として有する権利を適切に行使するために認められたものであり、権利の行使には株主であることが当然の前提となるものであって、金商法上の損害賠償請求とはその制度趣旨を異にするものである。したがって、金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、会社法125条3項1号の『株主の権利の確保又は行使に関する調査』には該当しないというべきである」としてこれを否定する。

このように、高裁決定は、Xの主張する集団訴訟の原告募集目的が125条3項1号に規定する「株主又は債権者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」の拒否事由に該当することを明らかにし、Xの抗告を棄却した。Xはこれに対して特別抗告、許可抗告を申し立てた。

【最高裁決定要旨】最決平成22年9月14日資料版商事法務321号58頁も、高裁の判断を正当であるとして、Xの各抗告を棄却した。

以上がフタバ産業事件の概要である。私見としては、高裁決定の理論には若干の疑問がある。下記の通り、決定文を読む限り、金商法上の請求権であれば常に名簿閲覧を拒絶できてしまうように読めるからである。拒絶する理屈として地裁決定と高裁決定を比較すると、地裁決定のように集団訴訟にする必要性がない点を指摘する方が無理がないように思える。もっとも、共同原告を募集するための名簿閲覧は近年増加しており、地裁決定の論理にも若干の躊躇を覚える。

この事案では、Y社が名簿を第三者に漏えいしないという誓約書に合意するなら閲覧に応ずる姿勢を見せている点が特徴的である。Xがこれを拒んだ結果、このような裁判沙汰となっている。かかる秘密漏洩防止の条件をつけられた途端Xが態度を硬化させた点を見ると、この名簿を第三者にこれを提供することを想定していた可能性が否定できない。この時点で「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」が顕在化したものとして、125条3項1号で拒絶する方法でも処理できた事案で

はないかと思われる。なお、個人情報漏洩する点が株主名簿の閲覧・謄写制度の根本的な問題なのであるから、このように個人情報漏洩防止義務を負わせることは、名簿閲覧の問題解決の一つの方策となりうる。「少なくとも1号の解釈としては、請求者たる株主が、当該請求が不当な目的によるものではないことを立証し、これ以外の目的には使用しないこと、および第三者への開示・漏洩をしない旨の誓約書を会社に提出した場合には閲覧・謄写を認めてよいように思われる<sup>(55)</sup>」とする見解も唱えられていたところである。この方策の当否ついて、最終章において、詳細に検討を加える。他に、フタバ産業事件は金商法上の請求権と会社法上の「株主の権利」との関係という非常に深いテーマを提示するが、それらの点については本稿の趣旨と紙幅、及び筆者の現時点での能力を考慮し、議論の進展を見守る必要性にも鑑み、今後の研究課題としたい。

## 注

- (11) この規定に関する一般的な説明として、奥島康孝編『新基本法コンメンタル会社法1』233頁〔吉本健一執筆〕(日本評論社、2010年)参照。
- (12) 志谷匡史『逐条解説会社法第2巻 株式1』〔酒巻俊雄＝龍田節編〕(商事法務2008年)205頁。
- (13) 荒谷裕子「株主名簿閲覧謄写請求権の拒絶事由をめぐる法的問題の考察」柴田和史・野田博編著『法政大学現代法研究所叢書32 会社法の実践的課題』(法政大学現代法研究所・2011年)25頁、志谷・前掲注(12)205頁。さらに、志谷・前掲注(12)205頁は、会社が株主名簿を改竄するおそれがあることを、株主等による監視が必要な理由に付け加える。なお、大判昭和8年5月18日法学2巻1490頁も併せて参照。
- (14) 志谷・前掲注(12)205頁。旧商法に関する記述として、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6) 株式会社の機関(2)』200頁〔山口幸五郎執筆〕(有斐閣、1987年)参照。
- (15) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ』649頁、(第3版、判例タイムズ社、2011年)。
- (16) 東京地裁・前掲注(15)『類型別Ⅱ』649頁、最高裁平成2年4月17日(判タ754号139頁)参照。
- (17) 東京地裁・前掲注(15)『類型別Ⅱ』650頁参照。

(62) 151 株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権（千手崇史）

- (18) 相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』31頁（商事法務、2006年）、相澤哲編『一問一答・会社法〔改訂版〕』64頁（商事法務、2009年）。また、相澤哲・岩崎友彦「株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）」商事法務139号42頁-43頁も参照。なお、立案担当者らは「プライバシー保護」という用語を用いているが、主に企業の住所や持株比率等、企業に関する本来秘匿すべき情報のことを指しているものと理解される。憲法学・行政法学等で議論されている、いわゆる「プライバシー」「個人情報保護」とは相当性質を異にするものであると考えられる。その認識を前提とした上で、本稿では立案担当者の説明に従い、125条3項の立法趣旨としての「プライバシー保護」という用語を用いる。
- (19) 具体的に、立案担当者は、ダイレクトメール送付目的（1号）、業務妨害目的（2号）、請求者が競業他社である場合（3号）、名簿屋が株主の氏名等を第三者に流出させようとする場合（4号）などが拒絶事由に該当するとしている。相澤哲ほか編『論点解説新・会社法千問の道標』147頁-148頁（商事法務、2007年）参照。
- (20) なお、これに対して最判平成2年4月17日判時1380号136頁の調査官解説によれば、「正当の目的」が閲覧請求の要件なのか、「権利濫用」を判断する一要素に過ぎないのかは争いがある。同解説によれば、同平成2年決定が要件に言及していないのは後者の理解を取ったからではないか、とのことである。
- (21) 志谷・前掲注（12）206頁。
- (22) 相澤・前掲注（18）『一問一答』64頁。
- (23) テーオーシー事件決定に対する評釈として、鳥山恭一「判批」法学セミナー 641号121頁、正井章彦「判批」金融・商事判例1294頁2頁（2008年）等を参照。
- (24) 日本ハウズイング（高決）に関する評釈として、鳥山恭一「判批」法学セミナー 645号29頁（2008年）、潘阿憲「判批」ジュリスト1378号186頁（2009年）。
- (25) 潘・前掲注（24）187頁。
- (26) 大盛工業事件決定に関する評釈として、石井裕介「大盛工業事件判決と実務上の留意点」商事法務1917号4頁参照。
- (27) 相澤・前掲注（18）『一問一答』64頁。
- (28) 相澤・前掲注（18）『一問一答』64頁。
- (29) 木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事法務1710号77頁。
- (30) 荒谷・前掲注（13）27頁。
- (31) 若松亮「判批」判タ1279号64頁。
- (32) 若松・前掲注（31）64頁。清水円香「判批」私法判例リマークス39号88

頁。

- (33) 荒谷・前掲注 (13) 27頁。
- (34) 鳥山・前掲注 (23) 121頁。
- (35) 江頭憲治郎ほか著『株主に勝つ・株主が勝つ』39頁 [江頭発言] (商事法務、2008年)。
- (36) 稲葉威雄『会社法の解明』328頁 (2010年、中央経済社)。
- (37) 荒谷・前掲注 (13) 27頁。清水・前掲注 (32) 89頁、若松・前掲注 (24) 66頁。
- (38) 若松・前掲注 (31) 64頁参照。
- (39) 前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点」商事法務1120号5頁 (1987年) 参照。
- (40) 大隅健一郎=今井宏『新版会社法論中Ⅱ』509-510頁 (有斐閣、1983年) には、会計帳簿の閲覧・謄写に関して、競業者の閲覧・謄写を拒絶できる旨規定した旧商法293条ノ7第2項2号は、請求をなす具体的意図に関係なく閲覧拒絶できる点こそが、1号(株主が株主の権利の確保もしくは行使に関し調査をなすためではなくして請求をしたとき)とは別に2号を設けた主たる意味であり、この場合に別に閲覧の請求が権利の濫用に出ていることを要求するのは正当とはいえない旨記載がある。ほかに、田中誠二ほか著『四全訂コンメンタール会社法』1231頁 (勁草書房、1984年) は、主観的意思の立証の困難性を理由として挙げ、同じ立場を採る。
- (41) 木俣・前掲注 (29) 77頁、荒谷・前掲注 (13) 27頁、若松・前掲注 (31) 64頁参照。
- (42) 前掲注 (32)、(33)、(34)、(35) 参照。
- (43) 若松・前掲注 (31) 66頁参照。なお、この説は、直接には、いわゆる原弘産対日本ハウズイング株主名簿閲覧謄写仮処分事件 (東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁) に関して述べられたものである点に注意。
- (44) 若松・前掲注 (31) 66頁参照。
- (45) 若松・前掲注 (31) 66頁参照。
- (46) 鳥山・前掲注 (23) 121頁、正井・前掲注 (16) 6頁、鳥山・前掲注 (17) 29頁参照。
- (47) 大隅健一郎・今井宏・小林量『新会社法概説 [第2版]』109頁注 (50) (有斐閣、2010年)。
- (48) 若松・前掲注 (31) 66頁参照。
- (49) 若松・前掲注 (31) 66頁参照。
- (50) 荒谷・前掲注 (13) 49頁。
- (51) 荒谷・前掲注 (13) 39頁。
- (52) 最判平成2年4月17日判示1380号136頁。



(64) 149 株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権（千手崇史）

(53) 荒谷・前掲注（13）39頁。

(54) 江頭憲治郎『株式会社法』196頁注（2）（第4版、有斐閣、2011年）参照。

(55) 荒谷・前掲注（13）45頁引用。

### Ⅲ アメリカ法の株主名簿閲覧・謄写に関連する制度

#### 1 概要

上述の通り、日本の株主名簿閲覧制度において、株主は理由を示せばいつでも株主名簿等の閲覧請求ができた。これに対して、125条3項に定められた拒絶事由を会社が主張・立証することで閲覧を拒絶でき、閲覧の目的などの実体的な側面は主にかかる拒絶事由の段階で争点となる。それでは、日本の株主名簿閲覧・謄写請求権の母法であると言われるアメリカ法はどのような仕組みになっているだろうか、また現在の日本法に対して何らかの示唆を得ることができないだろうか。アメリカ法では、株主名簿の閲覧にかかわる制度は単体では存在せず、会社の保有する帳簿・書類（books and records<sup>(56)</sup>）の閲覧（inspection）請求権として包括的な形で存在している。株主名簿に関係のある制度は、各州の制定法によって規定されているほか、それ以前から存在するコモン・ロー上の閲覧権も併立する<sup>(57)</sup>。さらに、証券取引法分野において、委任状規制との関係で若干の規定が存在する。アメリカ法においては、株主名簿の閲覧・謄写について「正当な目的（proper purpose）」が必要とされている<sup>(58)</sup>。ただし、アメリカ法のコモン・ローにおいてはかかる目的の主張立証責任を原告株主が負うのに対し、日本では正当でない閲覧・謄写請求を会社が拒むことができるとする判例が旧商法の時代から存在しており会社側が立証責任を負うものと解されていた点<sup>(59)</sup>（会社法では125条3項の拒絶事由として立法されている）に違いがある。

## 2 コモン・ロー及び各州会社法と株主名簿

(1) コモン・ローの考え方においては、伝統的に、株式会社も契約である<sup>(61)</sup>と捉える。そこでは、会社財産は株主の共有財産と理解されており、その共有財産を守るために帳簿・書類の閲覧権が導き出される<sup>(62)</sup>。帳簿や書類等の記録は、会社事業の真の所有者である株主に代わって、取締役が代理人として、受託者の株主のためのなした記録なのであって、株主にはこの共有財産に対する潜在的<sup>(64)</sup>所有権があることから、帳簿・書類の閲覧権もすべての帳簿・書類（例えば、会計帳簿・書類、基本定款および附属定款、株主総会議事録、取締役会議事録等）に及ぶ<sup>(65)</sup>。ここにいう帳簿・書類に株主名簿も含まれ、この権利に基づいて、株主名簿の閲覧も請求できることとなる<sup>(66)</sup>。さらに、この権利に付随して、会社の所有する鉱山や、会社の工場そのものの調査も行えるとされている<sup>(67)</sup>。帳簿・書類等を文字通り閲覧・謄写するという日本法の理解とは違い、アメリカの帳簿・書類閲覧権は「検査権」に近い（文言も“inspection”と表記される）。上記の通り会社を契約の一つと捉えるコモン・ローの考え方からすると、株主の帳簿・書類閲覧権に対して会社の業務運営上の支障などを理由に拒絶することは許されないとするのが論理的帰結となる<sup>(68)</sup>。かかる絶対的権利の理論的根拠を求めて各州の会社法が帳簿・書類の閲覧権を明文で規定したので、初期のコモン・ロー、制定法における帳簿・書類閲覧権はともに、制限を包含しない権利であった<sup>(69)</sup>。その後<sup>(70)</sup>にその権利を制約するような修正を設けるという方向でアメリカ法は発展する。そして現在は、会社の株主は、適当な時間中（reasonable times）、適当な場所（reasonable places）において正当な目的（proper purpose）のために会社の帳簿・書類を閲覧できるとされており<sup>(71)</sup>、時間、場所、目的の制限が課されている。

コモン・ロー上の帳簿・書類閲覧権にとって特徴的なのは、職務執行令状（writ of mandamus）の制度である。これは、会社が不当に閲覧請求を拒絶した場合に、株主の申請に基づいて裁判所が株主に対して与えるもので、当該帳簿閲覧請求を強制する力を持つものである<sup>(72)</sup>。これを発行

するかどうかを審査する過程で、裁判所の自由裁量により、株主の正当な目的の有無が審査され、ありと判断されれば令状の発行がなされる<sup>(73)</sup>。「正当な目的」の立証責任が株主側にある点が、次に述べる制定法との違いである<sup>(74)</sup>。

(2) 各州の制定法は、コモン・ロー同様の帳簿・書類閲覧権を規定するものが多い<sup>(75)</sup>。これらが明示的に規定されはじめたのは、19世紀後半からだと言われている<sup>(76)</sup>。先述の通り、当初これらの制定法は、コモン・ローの考え方そのままに、「正当な目的」などの制限を包摂しない、絶対かつ無制約の権利として存在していた<sup>(77)</sup>。その対象はコモン・ロー同様、会社の記録一般に及んでいる。会計帳簿、株主名簿など閲覧対象の種類によって区別する日本法とは異なる<sup>(78)</sup>。しかしながら、裁判所は実際には、先述のコモン・ローの場合と同様に、適当な時間内に、適当な場所で、正当目的のために閲覧が認められるかどうかを裁量によって判断していた。後に、模範事業会社法（Model Business Corporation Act（以下、MBCA という）が（1）帳簿・書類の保存義務（2）年次報告と財務情報の株主への開示義務（3）帳簿・書類に関する株主の絶対的なアクセスの権利を保障した<sup>(79)</sup>。そこにおいて、閲覧等が可能な帳簿・書類を「会社の会計記録」「ボード<sup>(80)</sup>の議事録」「株主名簿」に限定し、正当な目的を要求した<sup>(81)</sup>（MBCA § 16. 02）。現在、各州法の多くが同様の規定を設けるに至っている（帳簿・書類閲覧権に関連する規定として、MBCA § 7. 20, § 16. 01- § 16. 04）。なお、州制定法の中では、デラウェア会社法（Delaware General Corporation Law（以下、DCGL という）が事実上の標準的な地位を占めている。デラウェアで設立される会社が多く、そのために弁護士の数豊富で、裁判所の先例も充実している点が理由である<sup>(82)</sup>。

各州の制定法は、当初は持株比率要件や株式保有の期間の制限を設けており、すべての株主がこれを行使できるようになったのは比較的最近になってからである<sup>(83)</sup>。なお、制定法における帳簿・書類閲覧権において、閲覧の目的は会社が主張すべき事由（即ち、会社側が株主の不当な目的を

主張・立証)とされている点がコモン・ローとは異なる(DCGLにおいて、帳簿・書類閲覧権に関連する規定として § 219, § 220)。

(3) 以上の通り、コモン・ロー上も、制定法上も「適当な時間中」「適当な場所において」「正当な目的」が要件となっている。その中でも特に問題となり、日本法との関連も深いと思われるのは「正当な目的」要件である。そこで、以下本稿では、「正当な目的」の判断が問題となった事例のうち重要なものを取り上げ、その議論を紹介する。

まず、一般的にこの「正当な目的」は、「株主としての権利に関係ある事由」「株主として自分の利益に純粋な目的」などを意味し、会社の利益を害しないものでなければならない。<sup>(84)</sup> 具体的に、会社の財政状況の調査、配当の妥当性の調査、株式価値の調査、経営の失敗の存在の調査、訴訟提起のための情報収集などは正当な目的に含まれる。<sup>(85)</sup> また、特に株主名簿に関して言えば、会社の業務に関連して他の株主と連絡を取るために、その名前と住所を調査する目的が正当な目的の例として挙げられる。<sup>(86)</sup> 一方、競業者に営業秘密を譲渡す目的、自己の営業に用いる目的、会社荒らし訴訟を提起するために会社の取引の欠陥を探す目的、ゆすりや恐喝の目的、個人の社会・政治的な主張を達成するための目的等は正当な目的には当たらない。<sup>(87)</sup>

以下、「正当な目的」が問題となった代表的な裁判例を紹介する。

(a) Frank DeRosa et al. v. The Terry Steam Turbine Company et al. 26 Conn. Supp. 131,; 1965 Conn. Super. LEXIS 164,

まず、株主名簿等の閲覧を求めてこれが肯定された数少ないケースの一つである、Frank DeRosa et al. v. The Terry Steam Turbine Company et al. (以下、DeRosa v. Terry 事件という)を紹介する。

【事案】 Terry Steam Turbine Company (以下、Y社という)は、タービン等重機の製造を目的とする、コネチカット州の会社である。Frank DeRosa (以下、Xという)らは、Y社の労働組合交渉委員会の委員であ

る。Xらは、Y社の労働環境等に関する事項を定時株主総会の前に株主たちに通知することを目的として、組合の貸付によりY社株式を取得し、Y社に対して株主名簿等の閲覧請求をなした。

**【裁判要旨】**

コネチカット州高等裁判所は、コネチカット州一般会社法 § 33-333 (a) 項に掲げる「株主としての利益または会社の利益にかなうためになされた」閲覧請求であり、「会社の利益、株主の利益に反するものではない」かどうかを審査した。Xらの主張する、Y社の労働政策に対する批判と株主の不満という、株主および会社の利益に関係し、株主の正当な関心事である事柄に関して、他の株主と連絡を取るために株主名簿の閲覧をしていることを認定した。続けて判決は、Xらは労働組合の役員であること、労働組合がXの取得した株式の代金を支払っていること等の事実は、Xらの正当な目的を妨げるものではない、と判示した。

**(b) State ex Rel. Charles A. Pillsbury v, Honeywell, Inc 291, Minn, 322, 191N. W. 2d 406 (1971)**

上述のDeRosa v. Terry事件は閲覧が認められた稀なケースである。同じ1965年に、Lake v. The Buckeye Steel Castings Co. 2 Ohio St. 2d 101, 206. N. E 2d 566 (1965) が、「単に他の株主と連絡を取るという目的は、それ自体正当な目的に当たる」と判示した。しかし、これらの判決からは、何が正当目的かに関する一般的な基準が読み取れない。正当な目的に当たるか否かの一般的な基準について初めて判示したのが、1971年のState ex Rel. Charles A. Pillsbury v, Honeywell, Inc（以下、Honeywell事件という）である。この判決は、正当な目的といえるためには、業務に対する関心（business interests）に密接な関係が必要であるとし、単なる好奇心などでは足りないと判示し、正当な目的に関する一般的な基準を提示したリーディングケースである。

**【事案】** 被告 Honeywell (Y という) 社は、デラウェア州で設立され、ミ

ネソタ州で兵器などの軍事関連の事業を営む企業であり、ベトナム戦争に関係する兵器の製造なども行っていた。一方、原告 X (Y 社株主) は、“Honeywell Project” と称するグループに所属していた。このグループは、アメリカのベトナム戦争遂行や、その戦争で Y 社の製造する製品が使われていること等に反対し、その製造をやめるべきと訴える団体である。X は、1969年10月付の証言録取書 (宣誓証書) により、Y 社が連邦政府と強固な契約関係を結んでいること、また X の地域共同体の中において、非人道的な兵器が製造されていることなどを明確に知り、憤慨した。そこで、X はデラウェア州法に基づいて Y 社の株式原簿 (shareholder ledgers) や他のすべての記録の閲覧を求めた。X はベトナム戦争で使用される弾薬の製造に反対するために、他の株主と連絡を取る目的があった。(なお、閲覧等のために X は株式を買い増しその際に、買い増しの唯一の目的は Y 社に武器製造をやめさせることだと認めている。) 一方、Y 社は、その目的は株主個人の政治的意見を広めるものであると主張して拒絶した。ミネソタ州地方裁判所は、デラウェア州法の適用を肯定した上で、X は、株主としての正当な目的に密接に関連する利益の立証責任を果たしていないと判示して、X の請求を却下した。ミネソタ州高等裁判所は、デラウェア州法を適用して、以下のように判示した。

【裁判要旨】 コモン・ローに由来するデラウェア一般会社法 § 220 (c) の「正当な目的」について、次のような規範を提示した。「株主は、その者の業務に関する利害 (business interests) に密接に関係する正当な目的 (proper purpose) のために、調査権を与えられている。その調査は、好奇心 (curiosity)、投機 (speculation)、経営に反対するいらだち (vexation adverseness to management) などによるものであっては許されないが、経済的利益目当てで会社を支配する願望 (desire) は不当な目的とはならない。」

X は Y 社のベトナム戦争への (武器製造等による) 関与に反対する意図を有しており、そのことを Y 社株主に訴えるために Y 社株式 1 株を取得

した。そして、XはY社のベトナム戦争への関与について、Y社株主に訴えかけるために、Y社株主の個人情報を取得する目的で株式原簿の閲覧を請求した。

法は、会社の帳簿・書類等を閲覧・謄写するために『正当な目的』を要求している。本件のように、単に他の株主と連絡を取る目的のために閲覧を許容することは、検査を強要するほとんど絶対的な権利を与えるにことになるので、認めることができない。さらに、Xの株主としての地位は脆弱である。彼は、訴訟を提起するためだけに1株を保有しているに過ぎないからである。

**(c) National Consumers Union et al. v. National Tea Company et al.,  
14 Ill. App. 3d 186, \*; 302 N. E. 2d 118, (1973)**

この事件（以下、National Consumers Union v. National Tea Co 事件という）は、消費者団体に所属する株主である下記原告Xらが、表面的には下記被告Y社の買い物客に対するボイコット等を計画し、そのために委任状勧誘をすると主張し、株主名簿等の閲覧を求めた事案である。Xらの主張は一見正当に見えなくもない。しかし、イリノイ州上訴裁判所は下記の通り、実際にはXらが主張する「消費者の要求」に対してY社を「敏感にさせ」そのための攻撃材料を探すために名簿等の閲覧をなしたと認定し、かかる目的は正当な目的に当たらないとして却下した。この判決のポイントは、Xらの表面的に強調する目的（ピケット、ボイコット）とは別の、背後にある目的（Y社を敏感にさせる）に踏み込んで認定し判断した点にあると考えられる。Y社を消費者の声に敏感にさせることは、社会的主張をなすことであり、株主の権利とは関係が薄いので、「正当な理由」とは認められないのである。なお、判決文は「魚釣りの遠征 (fishing expedition)」という例えを用いてXらの目的を表現している。これは、Xらがたった1株で、自分たち消費者団体としての社会的要求（Y社を消費者に対して敏感にさせる）を実現しようとした点を、小さな餌で

大きな魚を釣る「釣り」に例えたのだと筆者は推測する。では、原審のように「投機目的」だけで閲覧を却下できたかもしれないのに、わざと「魚釣りの遠征」目的を認定したのはなぜか。先ほどの Honeywell 事件によれば、正当な目的を認めるためには「会社の業務に対する利害」が必要であり、単なる好奇心などでは不足だが、「経済的利益目当てで会社を支配する願望は不当な目的とはならない」とのことであった。よって、投機目的単体では X らの閲覧請求を却下するに不十分だと認識し、踏み込んで「魚釣りの遠征」目的を認定したのではないかと推察する。

【事案】消費者団体 National Consumers Union のメンバーである原告（以下、X という）らが、National Tea Company（以下、Y 社という）の取締役会と株主総会の議事録、附属定款 (bylaws)、会計帳簿、株主名簿 (list of stockholders) などの書類の閲覧を求めた事案である。X らは、消費者の請求に対して Y 社を「敏感にする (sensitize)」ために Y 社の買い物客に対して、ピケット (監視活動) やボイコット (picket and boycott) を行うことを予定し、そのための提案をすべく委任状の勧誘をしようとしている、等の目的を宣誓・証言した。イリノイ州の地裁は、せいぜい投機目的が立証されているだけで、それ以外の目的について立証が尽くされていないという理由で X らの申請を却下した。イリノイ州の上訴裁判所は、以下のように判示した。

【裁判要旨】委任状勧誘をする目的は、株主名簿や会社の帳簿・書類を閲覧する「正当な目的」に当たる。そして、州法上の閲覧要件を充足するには、一つの正当な目的があれば十分である。もっとも、株主は帳簿・書類を閲覧する絶対的な権利を有しておらず、それぞれの事案に基づき、少数派株主の権利は、会社の必要性とのバランスを図らねばならない。地裁判決は、原告の目的はせいぜい投機目的 (speculative purpose) を示しているに過ぎないと判示し、申請を却下した。しかし、「原告らは、たった 1 株の根拠によって、Y 社の帳簿・書類を通して、『魚釣りの遠征 (fishing expedition)』を続けようとする願望があり、これは明らかに X ら



の標榜する『消費者の要求』に対して『敏感にさせる（sensitize）』ための、さらに大きな攻撃材料（ammunition）を探そうとするものである」。そもそも投機目的であったとしても、閲覧のための正当目的は認められないが、かかる「魚釣りの遠征」目的は正当な目的とは言えない。

**(d) City of Westland Police & Fire Retirement System, vs. Axcelis Technologies, INC., 1 A.3d 281,; 2010 Del. LEXIS 382, (2010)**

この事件（以下、Westland v. Axcelis という）は、原告 X ら（Westland Police と、Fire Retirement System）が、被告 Y 社（Axcelis Technologies）に対して帳簿・書類等の閲覧を求めた事案である。Y 社は、従前より SHI とともにジョイントベンチャー“SEN”を設立するなどして共同事業を行ってきたが、SHI が Y 社を買収しようとする頑なにこれを拒み、また辞表を提出した役員をさらに続投させるなどしていた。ところが、X らが Y 社のボードメンバーの信認義務違反を疑い、調査する目的でデラウェア州法 § 220に基づいて Y の帳簿・書類を閲覧する要求書を提出して間もなく、Y は SEN の保持する Y 社株式を SHI へ譲渡することへ合意した。そこで、X らは裁判所に対して、Y 社の帳簿・書類等の閲覧を強制するように求めた。

デラウェア州最高裁は、株主が会社の帳簿・書類を閲覧等するためには、「いくつかの証拠」を提示しなければならないと判示した原審を支持した。前述の通り、デラウェア州法等制定法においては、「不当な目的」の立証を会社側が行うこととなっているが、これを前提としつつ、株主も自己の閲覧目的を基礎づける証拠をいくつか提出せねばならないとした点において、注目し得る判決である。先述の通り、アメリカ法の帳簿・書類の閲覧権は、もとは無制約のものとして始まり、「正当な目的」などによって制限を加えるという流れで発展した。その過程で制定法の多くは「不当な目的」の立証責任を会社側に課するという方法を用いたのだが、かといって株主は何ら合理的な根拠なしに閲覧を申し立てること

ができる訳ではない。そのような意味で、本判決の法理は、主張立証のレベルで株主と会社の負担のバランスを図ろうとするものであるかもしれない。

【事案】被告Y社は、イオンや半導体に関する事業を営み、NASDAQにその証券を上場する上場会社である。Y社は、1983年に、日本の住友重工業(SHI)との間で、“SEN”という名称のジョイントベンチャーを設立した。このSENは、半導体の製造販売と、Y社の技術の許可を与えることを行う。なお、Y社の経営ボードは平均して7名のメンバーにより運営されていた。2008年2月4日、SHIは、Yを傘下におさめるため、1株5ドル20セントの価格で、敵対的な買収を申し出た(なお、同日のY社株式の終値は1株4ドル18セント)。Yは2月7日にアドバイザーと相談の上回答すると述べたが、その後2月25日のプレスリリースにて、SHIの提示する価格が、シナジーを含めたY社の企業価値を反映していない等という理由で、SHIの提案を拒絶する旨述べた。同年3月10日、SHIは1株6ドルで、二度目の敵対的な買収を申し出た(同日Y社株式の終値は5ドル45セント)。同月17日にY社ボードは、SHIの提案に一定の理解を示しつつも、取引が合意に至らなかったことから、再度提案を拒絶した。同年5月の定時株主総会にて、3名の取締役が再選が議題となり、この3名とも相対多数を得られなかった。そこで当該3名は辞表を提出したが、ボードはこれの受理を拒んだ。同年3月23年のプレスリリースで、3名の取締役は経験や知識が豊かであり、辞表を受理すると会社の重要な委員会のメンバーが欠けるなどして会社に害を与えるといった理由を説明している。同年6月6日、Y社とSHIは交渉を促進するための秘密の協定を結び、Y社はSHIにデューディリジェンス情報等を提供したが、すぐにSHIはこの協定の変更を試みる。具体的に、SHIは、買収提案の修正案の提出(以下、修正提案という)後デューディリジェンスのための期間を7週間延長すること、また、当該修正提案をするとした場合、確認的デューディリジェンスのために5週間の延長をするよう、要求し

た。Y社は期間延長を拒み、2008年8月に修正提案を提出するよう求めたが、SHIはこれに明確に応答せず、同年9月4日に「議論が継続中である」旨述べた。同年9月15日までに、Y社の株式は1株1ドル43セントまで下がる。同年12月9日、原告Xは被告Y社に対して、DCGL § 220に基づいて、Y社や子会社の帳簿・書類の閲覧を求める要求書を送付した。その目的は、(a) SHIの買収提案に対して、ボード構成員が会社や株主に対して負うべき信認義務に違反していないかの調査、(b) 3名の取締役の辞表を拒絶したことは、ボード構成員が会社や株主に対して負うべき信認義務に違反していないかの調査等であると述べている。しかし、Y社はこの要求書に基づく帳簿・書類の閲覧も拒絶する。翌2009年2月26日、Y社はSENの所持するY社株式をすべてSHIへ譲渡することに合意したことを公表し、その売却は2009年3月30日、Y社の株式が1株41セントで取引されるまで続いた。2009年4月2日、エクイティー裁判所<sup>(88)</sup>に対して、DCGL § 220 (c)に基づいて、帳簿・書類の閲覧を強制する命令を裁判所に求めたが、エクイティー裁判所はX側も帳簿・書類を閲覧するために「いくつかの証拠 (some evidence)」を提出しなければならないと判示、前記 (a) (b) の主張によりそれが満たされる、とのXの主張を却下した。X側から上訴。

【裁判要旨】 デラウェア州最高裁は、次のように判示した。

デラウェア州会社の株主は、DCGL § 220に基づいて会社の帳簿・書類を検査する権利を有するが、その権利は無制限ではない。株主は帳簿・書類を検査するための一定の義務を履行し、その検査の正当な目的を証明しなくてはならない。制定法は「正当な目的」とは、「その者の株主としての利益に合理的な関連のある目的 (DCGL § 220 (c))」だと定義している。デラウェア会社法によれば、ありうる法違反<sup>(89)</sup>や経営上のミスを調査する目的は「正当な目的」に当たると解される。このDCGL § 220を満たすためには、原告は「信用できる基礎」を示すために「いくつかの証拠」を提示しなければならない。本件において、原告は、法違反の疑い

のある二つの出来事を明らかにして、帳簿・書類の閲覧を要求している。一つ目は、Y社ボードが、SHIの二つの提案を拒絶する取り扱いをした点であり、もう一つは、辞職すべき3名の取締役の辞職の受け入れを拒否した点である。原告はこれを(1)当事者間に争いのない事実とその提出に関する約定(2)Y社ボードが、強固な不適切な動機に基づいて行動したとする、原告の「論理的結論」の二つによって根拠づけた。しかし、原審はこれと異なる「論理的帰結」を認定し、原告による閲覧等の目的は「ただ非難する目的」以外立証されていないとして、却下した。最高裁もこの見解を支持し、Xの主張は「ボードの決定が不適切な動機の産物である可能性がある」という「論理的帰結」を示したに過ぎないと判示した。その上で、SHIによる買収提案がY社にとって「脅威(threat)」であり、3名の役員の辞職を拒否したのは、SHIの「控えめな」拡張要求という、当該脅威に直面した状態でなされたものであった。原告がこれに異議を唱えた事実は、より積極的な説明がなければ、不十分である。記録によれば、Y社ボードがSHIの提案を拒絶した点は、「誠実な(good faith)」経営上の決定以外の何物でもない。

(4) なお、上記の通りコモン・ローと州制定法が並列的に帳簿・書類閲覧権を定めているが、州の制定法によってコモン・ローの閲覧権が塗り替えられるわけではなく、それらは両立すると解されている<sup>(90)</sup>。よって、州法上規定がない帳簿・書類もコモン・ロー上閲覧請求が可能であるし、州法上規定がある場合にはコモン・ローと州法の請求権を選択的に主張することができる<sup>(91)</sup>。裁判所は帳簿・書類の閲覧請求がなされた場合には、コモン・ロー上の閲覧権および制定会社法の両者を検討する<sup>(92)</sup>。

**State ex Cochran v. Penn-Beaver Oil Company 34 Del. 81,; 143 A. 257, (1926)**

ここで、州法とコモン・ロー上の帳簿・書類の閲覧・謄写権が矛盾、衝突する場合に問題が生ずる。以下に検討する State ex Cochran v. Penn-

Beaver Oil Company (1926) 事件（以下、Cochran v. Penn-Beaver 事件という）がこれに関連する有名な事案である。具体的には、株主の閲覧権を制限する会社の基本定款（certificate of incorporation<sup>(93)</sup>）が、株主の権利の制限を可能とする制定法によって保証（warrant<sup>(94)</sup>）されるかが問題となった事案である。結論を先に述べると、州法によってコモン・ロー上の帳簿・書類の閲覧請求権を制限することは原則として認められない<sup>(95)</sup>。

【事案】Penn-Beaver Oil 社（Y社という）の株主であった請求人（Xという）は、その名で4900株のY社株を有し、契約上も3000株のY社株を保有していた。XはY社株主となって以来、デラウェア州ウィルミントンに所在するY社本店や、ペンシルベニア、フィラデルフィア等各地に偏在する主要な事務所に対して、会社のすべての帳簿・書類の閲覧請求を繰り返し行った。これに対して、Y社は基本定款に株主の帳簿・書類閲覧権を拒絶できる旨の規定を置いており、これが当時（1915年）の一般会社法<sup>(96)</sup>第5章第8パラグラフ（§1919）、によって保証されるとして、拒絶した。

なお、当時の一般会社法当該箇所には、「株主の帳簿・書類閲覧権は通常の営業時間内いつでも行使でき、これに対して会社の記録は開示されなければならないが、ただし制定法や取締役会の決議、株主総会の決議がない限り、会社の帳簿・書類の全部を閲覧することはできない<sup>(97)</sup>」という規定がなされていた。また、同箇所には「基本定款（certificate of incorporation）には会社、取締役、株主の権利を創設・定義・制限・規制するいかなる条項も置くことができる<sup>(98)</sup>」とする規定がなされており、Y社はこれらの規定に依拠して主張を行っていた。

【裁判要旨】デラウェア最高裁は、まず株主の権利を創設・定義・制限等することができるとする上記制定法の規定は、株主のコモン・ロー上の帳簿・書類閲覧権を完全に否定する権限まで与えたものではなく、会社の業務を合理性のない形で妨害することのないように、適切な時に、適切な条件で、正当な目的のために閲覧権を行使できるものとして、合

理的な制限・規制を加えうる権限を規定したにとどまる、と判示した。次に、株主のコモン・ロー上の閲覧権は、①制定法が（コモン・ロー上の閲覧権を否定する）明示的な規定を置く場合、②制定法の規定の必然的な含意からして閲覧権が否定される場合、の二つの場合を除いて、奪うことはできないと判示した。さらに、上記制定法上の「通常の営業時間内ならいつでも」「主要な事務所や営業所で」株式原簿（stock ledgers）の閲覧ができるとする権利によって、コモン・ロー上「適切な条件」で「正当な目的」のために他のあらゆる記録を閲覧することができる権利が奪われることにはならない、と判示した。最後に、閲覧の具体的中身は事実によって決定されるとし、株主の法的要求を会社がどのように取り扱ったか、会社の財政状態や、営業のやり方・状態に関連する情報をどれだけ会社が供給したか、などの事実、程度、範囲によって、株主の帳簿・書類閲覧権の範囲をケースごとに判断すべきと判示した。

なお、State ex Cochran v. Penn-Beaver Oil Company (1926) 事件の法理は、Healy v. Superior Oil Corp (1940) 事件<sup>(99)</sup>によって確認されている。

### 3 取引所法と株主名簿

さらに、取引所法が委任状規制の中で、株主名簿の閲覧に関する若干の規定を置いている。委任状規則に関する全体像を簡単に説明しながら、株主名簿の閲覧について触れる。

委任状は、議決権の行使を代理する場合に必要な書面である。これは、株式所有の分散化している公開会社において、決議を成立させようとする場合には不可欠の方法となる<sup>(100)</sup>。また、会社の経営権を奪取しようとする者にとっては、その支配権奪取の手段ともなりうる<sup>(101)</sup>。なぜならば、対象会社の株式を買い集めるよりも、委任状を勧誘する場合、費用が安くて済むからである<sup>(102)</sup>。取引所法は、主にディスクロージャーの観点から委任状勧誘を規制している。その規制には、株主に情報を与えて議決権の行使を確保する機能、企業買収の手段を提供する機能、企業内部

からの経営改革・牽制を制御する機能などが認められる。<sup>(103)</sup> 委任状規制の必要な第一の場面として、経営者側が委任状勧誘を行う場面が挙げられる。株主総会において会社提案についての委任状を経営者が勧誘する場合、委任状書面（form of proxy）にスケジュール14A<sup>(104)</sup>の定める委任状説明書（proxy statement）を添付しなければならない（1934年取引所法（以下、取引所法という）§ 14a-3）<sup>(105)</sup>。ここに言う「勧誘」とは、委任状を得ることにつながるあらゆるコミュニケーションを指す。<sup>(106)</sup> 第二に、発行者以外の者による委任状の勧誘が行われる、いわゆる「委任状勧誘（proxy contest）」<sup>(107)</sup>は、特別の規制の発動対象となる。この場合は、スケジュール14Aの委任状説明書に加えて、スケジュール14Bに従い、勧誘の参加者（participant）が誰であるか、その証券保有の状況、発行者との間の契約、資金調達<sup>(108)</sup>の状況等を開示しなければならないとされていた。この規制は複雑であったために、1992年にSECにより廃止され、現在はスケジュール14Aに統合されている。

株主名簿に関する規定は、これらとの関連でおかれている。即ち、発行者が公開会社である場合で、発行者が勧誘を行う場合は、他の勧誘者に対し、①株主名簿または実質的所有者の名簿の名簿を勧誘者に与えるか、②勧誘者の費用で勧誘者のために勧誘資料を遅滞なく株主宛に送付するのか、のいずれかを選ぶことができる（取引所法 § 14a-7）。実際には発行者は②を選択し、①を避けようとする傾向にある。<sup>(109)</sup>

## 注

- (56) “books and records”の訳は、久保田光昭「帳簿・書類閲覧謄写権について（一）（二）」上智法學論集33巻1号199頁以下（1989年）・同33巻2号3号合併号151頁以下（190年）、和座一清「アメリカ法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権（一）（二）（三）」金沢法学1巻1号60頁以下・同2号181頁以下、2巻2号154頁以下を参照し、「帳簿・書類」とした。
- (57) Pinto & Brantson, supra note 4, at 120-121. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）146頁。
- (58) 菅原貴与志『株無視名簿閲覧謄写請求権の一考察』法学研究82巻12号

295頁 (2009年)、ロバート・W・ハミルトン著 (山本光太郎訳) 『アメリカ会社法』 368頁 (木鐸社、1999年)。その他、アメリカ法に関する深い研究として、和座・前掲注 (56) 「帳簿・書類の閲覧権 (一) (二) (三)」 金沢法学 1 巻 1 号60頁以下・同 2 号181頁以下、2 巻 2 号154頁以下参照。Charle R. T. O'Kelley and Robert B. Thompson, *Corporatins and Other Business Associations Cases and Materials*, 251 (6<sup>th</sup> ed, 2010)。

- (59) 最判平成 2 年 4 月17日判時1380号136頁参照。
- (60) 松井智予「フタバ産業株主名簿謄写仮処分命令申立事件と会社法・金商法の課題」 商事法務1925号 7 頁参照。
- (61) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 62頁参照。
- (62) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 62頁参照。See also Thomas Lee Hazen and Jerry W. Markham, *Corporations and Other Business Enterprises Cases and Materials*, 415 (Standard Edition, 3<sup>rd</sup> ed. 2009)。
- (63) 大隅健一郎・今井宏『新版会社法論中巻Ⅱ』 490頁 (有斐閣、1983年)。
- (64) 久保田・前掲注 (56) 『閲覧謄写権 (一)』 246頁参照。
- (65) Harry G. Henn & John R. Alexander, *Laws of Corporations and Other Business Enterprises*, 538 (3rd ed. 1983), Charles R. T. O'Kelley and Robert B. Thompson, *Corporations and Other Business Associations*, 252 (6<sup>th</sup> ed. 2010) 久保田・前掲注 (56) 『閲覧権 (一)』 245頁参照。
- (66) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 62頁参照、ピントほか著・米田訳・前掲注 (4) 146頁、Pinto & Brantson, *supra* note 4, at 121.
- (67) Henn & Alexander, *supra* note65, at537.
- (68) Hazen & Markham, *supra* note62, at415.
- (69) O'Kerry & Thompson, *supra* note65, at252.
- (70) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 67頁参照。
- (71) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 65頁参照。
- (72) 久保田・前掲注 (56) 「閲覧謄写権 (一)」 250頁参照。
- (73) 久保田・前掲注 (56) 「閲覧謄写権 (一)」 250頁参照。
- (74) 和座・前掲注 (56) 「閲覧権 (一)」 66頁参照。
- (75) 菅原・前掲注 (58) 295頁参照。
- (76) 久保田・前掲注 (56) 「閲覧謄写権 (一)」 251頁参照。
- (77) 久保田・前掲注 (56) 「閲覧謄写権 (一)」 251頁参照。See also O'Kerry & Thompson, *supra* note65, at252.
- (78) 菅原・前掲注 (58) 62頁。
- (79) O'Kerry & Thompson, *supra* note65, at252.
- (80) 原文には“minutes or other records of board”と記載されている。“board”の意味は「役員会、取締役会」という意味であるが、日本と米国においては



会社の構造が大きく異なるため、厳密な意味での日本の「取締役会」との違いを示すために、あえて「ボード」と訳した。O'Kerry & Thompson, *supra* note 65, at 252. 小山貞夫『英米法律語辞典』114頁（研究社、2011年）参照。

- (81) MBCA § 16. 01 (c), § 16. 02 (c) (1) 参照。
- (82) ピントほか著・米田訳・前掲注（4）15-16頁、カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』33頁（有斐閣、2009）参照。
- (83) Mathias M. Siems, *Convergence in Shareholder Law*, 124-125 (2011).
- (84) 和座・前掲注（56）「閲覧権（一）」66頁参照。
- (85) Henn & Alexander, *supra* note 65, at 537.
- (86) Henn & Alexander, *supra* note 65, at 537.
- (87) Henn & Alexander, *supra* note 65, at 538.
- (88) 原文は“Court of Chancery”。アメリカ法では「エクイティー裁判所」と訳される。小山・前掲注（80）155頁。
- (89) “wrongdoing”の意味は「悪事」「非行」など様々だが、ここではDCGLへの違反の有無を調査することが問題となっているので、「法違反」の意味だと解釈した。小山・前掲注（80）1218頁参照。
- (90) Henn & Alexander, *supra* note 65, at 538、久保田・前掲注（56）『閲覧謄写権（一）』247頁参照。
- (91) Henn & Alexander, *supra* note 65, at 538、久保田・前掲注（56）『閲覧謄写権（一）』247頁参照。
- (92) Pinto & Brantson, *supra* note 4, at 121. ピントほか著・米田訳・前掲注（4）146頁。
- (93) Certificate of incorporation は、デラウェア州法では、「基本定款」と訳され、会社の名称や株式の内容等、会社の基礎的事項を定める規則のことを意味する（DCGL § 101, § 102. see also MBCA § 2. 01, § 2. 02）。取締役の選任手続など付随的な事項を定める「附属定款（bylaws）」とは区別される（DCGL § 108, § 109. なお、MBCA § 2. 05, 2. 06.）。
- (94) “warrant”は「保証」と訳される。正当な理由、根拠、権能となる、という意味である。小山・前掲注（80）1200頁。
- (95) See also Henn & Alexander, *supra* note 65, at 538.
- (96) 19世紀初め、アメリカ法は会社の利用を制限しており、設立のためには特許状（charter）を州議会に申請しなければならなかった。しかし、次第に企業実務が発達し、基本定款（articles of incorporation）の需要が高まると、もはや州議会による特許状の授与は義務付けられなくなり、基本定款を原則として認める一般会社法（General corporate statute）が制定されるに至った。Pinto & Brantson, *supra* note 4, at 4-5、ピントほか著・米田訳・前掲注（4）5頁参照。

- (97) Rev. Code 1915, § 1919 “(c) To determine from time to time whether and, if allowed, under what conditions and regulations the accounts and books of the corporation shall be open to the inspection of the stockholders, and the stockholders’ rights in this respect are and shall be restricted or limited accordingly, and no stockholder shall have any right to inspect any account or book or document of the corporation, except as conferred by statute or authorized by the board of directors, or by a resolution of the stockholders.”
- (98) Rev. Code 1915 “8. The certificate of incorporation may also contain any provision which the incorporators may choose to insert for the regulation of the business and for the conduct of the affairs of the corporation, and any provisions creating, defining, limiting and regulating the powers of the corporation, the directors and the stockholders, or any class of the stockholders: Provided, such provisions are not contrary to the laws of this state.”
- (99) 40 Del. 460, \*; 13 A. 2d 453. 帳簿・書類閲覧権の目的が正当でないものでない限り、株式元帳を検査する権限があり、この権利は制定法の規定によってしか奪えない、とする内容の判示である。なお、この事件はさらに株主名簿の写しを取る権利などを新たに認めている。
- (100) 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』201頁（弘文堂、第2版、2009年）参照。
- (101) 黒沼・前掲注（100）201頁参照。
- (102) 黒沼・前掲注（100）201頁参照。
- (103) 黒沼・前掲注（100）204頁参照。
- (104) たびたびアメリカ証券法の条文で、“Schedule” という用語が登場するが、これは、アメリカ証券取引法上一体として適用される規定のことを指し、本文の「スケジュール」はその意味である。黒沼・前掲注（100）37頁参照。なお、文脈によっては、ある書面に記載すべき事項の細目等を定めたもの等を指し、日本法でいう「附則・別表」に相当する場合があるので注意が必要である。小山・前掲注（80）994頁、田中英夫『英米法辞典』752頁（東京大学出版会、1991年）、福田守利『アメリカビジネス法辞典』327頁（商事法務、2011年）。
- (105) 黒沼・前掲注（100）204頁参照。
- (106) 黒沼・前掲注（100）204頁参照。
- (107) 黒沼・前掲注（100）207頁参照。
- (108) 黒沼・前掲注（100）207、208頁参照。
- (109) 黒沼・前掲注（100）208頁参照。

## IV 株主名簿閲覧・謄写制度の検討

### 1 日本法とアメリカ法の比較から見えてくること

以上Ⅱで日本法の株主名簿閲覧・謄写請求権を、Ⅲでアメリカ法の帳簿・書類の閲覧・謄写権を概観してきた。比較の結果を大まかに整理すると、以下の4点である。

第一に、アメリカ法は帳簿・書類の閲覧に「正当目的」が必要である。拒絶事由が類型化された、現行の日本の株主名簿閲覧制度とは異なり、アメリカ法上の「正当な目的」は個々の判例の蓄積によるものである。しかし、Honeywell 事件が提示した規範から明らかな通り、閲覧の正当な理由は個人的な目的であってはならず、会社の業務への関心に基づいていなければならない、という形で一定のラインが示されている。アメリカ法での「正当な目的」要件と同じ機能は、日本会社法の125条3項1号2号が担うことになるだろう。第二に、かかる「正当な目的」の主張立証責任をコモン・ローでは株主、制定法では会社側が負う点である。後者が日本法と類似している。ここで、株主名簿閲覧は、例えば名簿書換の事実を確認する目的など、それ自体を目的として行われることもある。一方、株主総会での提案、業務提携の提案、共同原告の募集など、より大きな権利行使の前提となる情報収集のために行われる場合も多く、こちらのほうが重要である。これに関して、通常会社より弱い立場にいる株主に対して、株主に主張立証の負担を重く課すことは、株主が濫用的な請求をする場合を除いて、できるだけ避けるべきであると考えられる。その理由の一つには、重い立証責任を果たすためにかかる費用を計算することで、株主が発言や権利行使をしないという選択をする可能性があるからである。理由の二つ目は、名簿閲覧等の後に続く発言や権利行使が、情報の不足によって妨げられるということはできるだけ避けるべきだと考えるからである。そこで、「不当な目的」の立証責任を会社が

負うという立場が適当であると考え、アメリカ各州制定法や現行日本法のように、基本的に名簿閲覧請求を受けた会社側が株主の「不当な目的」等の立証責任を負うとする点は妥当であると考え。なお、先に紹介した Westland v. Axcelis 事件は、株主も「いくつかの証拠」を提示しなければならないと判示している。この点は日本法と整合するであろうか。先述の通り、旧商法263条3項は、閲覧等を請求する株主に何ら要件を付していなかった<sup>(111)</sup>ので、旧商法と Westland v. Axcelis 事件は整合していない。しかし、少なくとも平成17年制定以後は、株主は会社法125条2項に基づいて「請求の理由」主張立証する義務があり、その理由は具体的に明示しなければならない<sup>(112)</sup>こととなっている。このことから、Westland v. Axcelis 事件と現在の日本法が株主に「請求の理由」の明示を要求している点は、方向性としては同じものと解することができる。このように請求をなす株主に一定の負担を課すこと自体は正当であると考え。株主による濫用的な閲覧請求を排除すべきことは当然であり、「請求の理由」の明示を要求することで、濫用防止に効果があるからである。もっとも、株主の閲覧が不当であることの立証責任は基本的に会社が負うべきとする私見からすると、この「請求の理由」の明示に関する主張立証の負担は過大なものとならないよう、配慮すべきである。第三に、アメリカ法では「正当な理由」という要件を個別具体的に判断しているのに対して、日本法は拒絶事由を125条3項1号から5号に掲げており、ある程度類型化している点である。このように拒絶事由が分かれている点自体は不当ではないと考える。先述の通り、旧商法では「権利の濫用」を会社が主張立証することで閲覧等請求を拒絶できた。アメリカ法は「正当な目的」か否かが争点となる。しかし、これよりも、現行法のように「株主の権利の確保又は行使に関する調査目的 (125条3項1号)」「業務遂行を妨げる目的 (125条3項2号)」「株主の共同利益を害する目的 (125条3項2号)」など、ある程度細分化した現行法の方が妥当であると考え。裁判所にとっても、現在どの目的を争っているかが明確になって判断の便

宜を提供するし、現在何号拒絶事由を争っているかという形で争点が絞り込まれ、当事者の予測可能性を高め、不意打ちの危険も軽減すると考えられるからである。もっとも、125条3項3号の競業に関する拒絶事由を削除すべきであるとするのは先述の通りである。3号の登場により無用な争点が登場し、裁判例も学説も混乱しているし、何より制度趣旨と拒絶事由の関係が不明であるからである。第四に、調査権自体の強力さが異なっていた。前述の通り、アメリカ法の帳簿・書類閲覧権は原語では“inspection”であり、日本語では「調査権」に近い。アメリカ法は会社所有の工場や鉱山まで調査できる強力な権限を与えている。それに対して、日本法における各種書類閲覧権は文字通り書類の閲覧・謄写をする権利にとどまる。会社に対して調査をするのは、後述の検査役（会社法358条）の役割である。ここで、アメリカ法と同じく株主に、検査役に比肩するような強力な調査権を付与すべきという考えもあるかもしれない。しかし、やはり会社荒らし目的の濫用が増えることは必至であり、この濫用の危険性を考えると、かかる強力な権限を株主に付与するのは行き過ぎではないかと考える。この第三の相違点は、株主名簿特有ではなく、帳簿・書類閲覧権一般にかかわる問題であると考えられるので、筆者としてもさらに深く究明することが必要であると考えている。第四に、目的併存時の取り扱いが異なる。アメリカのNational Consumers Union v. National Tea Co 事件によれば、「正当な目的」は一つあれば十分であると判示している。一方、先に紹介した日本のフタバ産業事件の地裁決定を見ると、目的が併存した場合はどれが主要な目的であるかによって決ずるとしている。日米の裁判例の立場の違いを表す一つの兆候であると考えられる。もっとも、これだけの資料で結論を出すことは控え、アメリカ法と日本法における立場の違いを、これらの事例が代表しているか否かを含めて、議論の進展を見守りたい。

ところで、以上のように日本法現在の議論と、アメリカ法の議論を比べてみて、違和感を覚えるのは筆者だけであろうか。既に紹介した通り、

日本では、平成17年会社法制定以後、125条3項3号の「競業」に関する拒絶事由に関する議論に集中している一方、アメリカ法は「正当な目的」そのものを議論し続けている。ここで、本来重視すべきは、株主名簿の閲覧・謄写制度一般にあてはまる議論のはずである。アメリカ法は「正当な目的」の要件との関連でこれが裁判上常に問題となる。しかし、日本において、平成17年会社法制定以後125条3項1号2号が問題となった大きな事例は、先述のフタバ事件のみである。また、制定以後の学説の殆どは125条3項3号拒絶事由の立法の不当性という点に集中している。私見としても、125条3項3号に関する議論の必要性自体は否定しない。しかし、125条3項3号の競業の拒絶事由があまりに目立ちすぎるために、株主の閲覧目的一般、拒絶事由一般に関する議論がおろそかにされている印象を受け、筆者はその点を危惧している。125条3項1号2号は非常に守備範囲の広い規定であり、個別具体的な判断による面も大きいので、一般化が困難なことは確かである。しかし、アメリカ法は、Honeywell 事件の判示するように「株主は、その者の業務に関する利害に密接に関係する正当な目的のために、調査権を与えられている。」ことから、それに基づいてなされねばならず、「好奇心、投機、経営に反対するいらだち」など、株主の地位から離れた目的、個人的な目的などであってはならないとして、一定のラインが裁判所によって設けられており、これが機能している。日本法においてもアメリカ法のように「正当な目的」等一つの要件で判断せよ、というのではない。先述の通り、125条3項に拒絶事由が複数掲げられており、ある程度の類型化ができる点はむしろ利点であると筆者は考える。それを踏まえた上で、今後、日本法の125条3項1号の「株主の権利」とは何か、2号の「業務遂行を妨げ」る目的、「株主の共同の利益を害する目的」とは何かという文脈の議論において、アメリカ法における豊富な事例を参考とし、これをアメリカと日本における法的環境の違いを考慮しつつ、日本法の要件に合わせて再度整理した上で必要な部分を参照し、日本法において判断基準を精

緻化することが必要であると考える。

## 2 株主権とプライバシーに関する問題

(1) 以上、日本の株主名簿閲覧・謄写制度とアメリカの帳簿・書類閲覧権などを概観してきた。しかし、最終的な問題はこれだけでは解決しない。前述の通り、株主名簿閲覧の真の目的が何かは、その株主の主張だけですぐに判断できるものではない。個人情報の私的利用など、不当な目的があったとしても、請求者は表面上必ず正当な目的を主張するので厄介である。しかも、株主のプライバシーにかかわる情報はいったん漏えいしてしまうと、元に戻すことはできないし、会社も有効な対策を取ることができない<sup>(113)</sup>。名簿屋に転売されてしまう場合も同様である。また逆に、そのような弊害を恐れるあまり、正当な株主名簿閲覧まで安易に拒絶されてしまうケースがあるとすれば、これも弊害となる。株主提案権や会計帳簿閲覧など、後に続く重要な株主の権利行使を事実上制約してしまうからである。特に委任状勧誘や、共同での株主権行使をすることは、他の株主と連絡が取れなければ事実上不可能となる<sup>(114)</sup>。このように、株主名簿閲覧請求権の背後には、非常に扱いが難しい株主権とプライバシーの問題が横たわっている。これらのバランスをいかにして図ればよいか。

(2) 近時、株主名簿が利用されるケースは、委任状勧誘や、共同原告を募るなどの目的で他の株主に連絡を取るなど、他の株主と連絡を取る場面が多いので、この問題に焦点を絞って考えてみたい。ここで、守秘義務を負わない請求者に直接名簿情報がわたることが、プライバシー侵害等の理由であった。

そこで、解決策としては、第一に、閲覧請求する株主に守秘義務を負わせる方法が考えられる。例えば、先述したフタバ産業事件の事案に目を戻すと、会社側が名簿閲覧に際して、共同原告募集目的以外への利用防止を条件として名簿閲覧に応ずる旨の回答をしている点が特徴的であ

る。守秘義務を守るのであれば、株主への直接名簿を閲覧してもよいということである。プライバシーにかかわる情報が請求株主以外に開示されてしまう点などが最も問題なのであるから、このような守秘義務を負わせる契約をその都度結ぶか、かかる秘密保持契約を結ぶことを制度上要求すれば、プライバシーを保護しつつ、閲覧者の希望する名簿情報を引き渡すことが可能である。<sup>(116)</sup>しかし、当事者間で結んだ守秘義務にプライバシー保護の役割を担わせても不十分である点において、この方策には限界がある。どのような点が不十分か。まず、フタバ産業事件が示している通り、株主がその守秘義務の契約締結を拒んでなお名簿閲覧を求めてきた場合に、守秘義務は意味を持たず、結局問題が振り出しに戻る。つまり、株主にその締結と履行を強制できないために、プライバシー情報がどこかで漏洩する危険が残ってしまうのである。次に、一旦守秘義務契約を結んだ株主が、これを事後的に破り情報を漏洩させた場合はどうか。当事者間の契約なので、損害賠償で処理する他方法がないが、損害賠償請求は情報拡散の防止にとっては何の役にも立たない。さらに、名簿情報が漏えいしたことによる損害が会社に発生したことを立証するのは難しい点において、損害賠償そのものの請求にも困難が伴う。このことから、損害賠償請求が事後になされうる事実は、名簿閲覧等請求をなした株主に対して、情報漏洩を思いとどまらせるための威嚇力を欠く。刑罰や課徴金のように、さらに威嚇力のある方法を単なる契約において求めることも出来ない。以上のように考えられる以上、仮に守秘義務を負う期間を「無制限」、守秘義務を負う範囲を「名簿情報すべて」と定めたとしても、漏洩行為はなされてしまう可能性がある。このように、当事者間で守秘義務を結んだとしても、これは牽制的な意味しか持たず、根本的な問題は解決しない。

(3) 結局のところ、プライバシー侵害の問題は、名簿情報を直接株主に見せることから生じているのではないか。そこで発想を変えて、解決策として第二に、株主には直接名簿を閲覧させないで、かつ、株主の要



求を満たす方法はないだろうか。これに関しては、上述の通り、アメリカの取引所法14a-7が、委任状勧誘の場面に限ってであるが、委任状勧誘者に代わって、会社が他の株主に連絡を取ることで、プライバシー情報の漏えい防止に配慮する制度を設けている。株主に直接閲覧させないので、会社側の情報漏洩がない限りは、プライバシー侵害の心配は殆どない。この制度は日本の株主名簿閲覧制度について、大いに参考になるものと考えられる。

ここで日本法に目を向けると、株主名簿管理人（会社法123条）の制度がこれに対応しうる。株主は日々変動し、株主名簿の記載内容もそれに応じて変化するので、これを記録管理する負担は膨大である。その負担をアウトソーシングすることを認める制度が株主名簿管理人の制度である。会社法123条によれば、株式会社は定款に定めることにより、株主名簿の作成及び備え置きその他株主名簿に関する事務を第三者に委託することができるのである。<sup>(117)</sup> 旧商法においては、「名義書換代理人」と呼ばれていた（旧商法206条2項）が、実際は名義書換等に関する履行補助者であり、代理人ではないということから、会社法において「株主名簿管理人」と改められた。<sup>(118)</sup> 株主名簿管理人たる資格に制限はないが、実務上は証券代行会社や信託銀行がこれを行っている。<sup>(119)</sup> 上記のアメリカの制度を参考にするならば、直接名簿を株主に見せるのではなく、株主名簿管理人が名簿を閲覧しその結果を株主に対して報告したり、株主に代わって委任状勧誘等、他の株主と連絡を取る事務を行う制度が想定できる。もっとも、この制度にも、次のような問題を指摘できる。委任状勧誘者以外の株主と連絡を取るのが会社ないし会社の履行補助者である点である。委任状勧誘をする者は通常会社との間で意見が対立する立場なのであり、このような場面で会社やその履行補助者が他の株主と連絡を取る制度は、委任状勧誘をなす者からして、不公平に見えるであろうし、<sup>(120)</sup> 実際に会社や名簿管理人等には委任状勧誘をなす者に対して会社側に有利な情報、委任状勧誘者側に不利な情報を提供する誘因が常に存在する。

これと関連して、株主名簿に関する事務を第三者に業務委託すべきとする見解<sup>(121)</sup>が唱えられている。公平性を担保するために、当該第三者の選任につき株主の同意など、株主による関与を要件とする制度を、同見解は提案している<sup>(122)</sup>。筆者もこの見解と発想を同じくする。さらに、現行法の枠内でそれを担える者を探した場合、上述の株主名簿管理人が最も適任であるように筆者は考えた。もっとも、現時点では、証券取引所の上場基準等によりこれが強制されている他、株主名簿管理人の設置は上述の通り定款で任意に定める（相対的記載事項となる）制度<sup>(123)</sup>となっている。株主権とプライバシーの問題に対して徹底した対応をするために、株主名簿に関する事務はすべて株主名簿管理人など会社以外の者に行わせるのがいいのか。またいかにして公正を担保し、情報の漏えいを防止するか。かかる具体的な制度設計の詳細については慎重さが要求されると考えられるので、さらに深く調査を行って、別稿にて改めて検討を行いたい。

## 注

- (110) なお、Honeywell 事件においては、「経済的利益目当てで会社を支配する願望 (desire) は不当な目的とはならない。」との判示がなされたが、このような目的は日本法では1号ないし2号の拒絶事由に当たる可能性がある<sup>(121)</sup>と筆者は現時点で考えている。即ち、アメリカ法の「正当な目的」は、日本法の125条3項拒絶事由よりも広い範囲に及んでいるのではないか。かかる問題については、今後の日本とアメリカ両国の裁判例や学説の推移を見守る必要がある。
- (111) 東京地裁・前掲注 (15) 『類型別Ⅱ』649頁参照。
- (112) 東京地裁・前掲注 (15) 『類型別Ⅱ』649-650頁参照。
- (113) 荒谷・前掲注 (13) 49頁。
- (114) 荒谷・前掲注 (13) 49頁。
- (115) Pinto & Brantson, *supra* note 4, at 121.
- (116) なお、石井・前掲注 (26) 13頁は、別事件（大盛工業事件）に関する評釈であるが、「誓約書の徴求など、請求を拒絶する以外の対応策を十分検討する必要がある」と指摘する。
- (117) 奥島ほか編・前掲注 (11) 230頁。

(90) 123 株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権（千手崇史）

- (118) 奥島ほか編・前掲注（11）230頁。
- (119) 奥島ほか編・前掲注（11）230頁。
- (120) 木俣・前掲注（29）80頁参照。
- (121) 木俣・前掲注（29）80頁参照。
- (122) 木俣・前掲注（29）80頁参照。
- (123) 奥島ほか編・前掲注（11）230頁、231頁。

## V おわりに

以上述べてきた通り、株主名簿を取り巻く株主権とプライバシーの問題は複雑である。本稿は第一にフタバ産業事件に見られるような守秘義務を負わせる方法、第二にアメリカの証券法のように、会社が名簿閲覧者以外の株主と連絡を取る方法を提示した。第一の方法はプライバシーの侵害を防止する効力が乏しいので、採ることはできない。アメリカ法と日本法とを概観した限りにおいては、第二の方法が現在の日本法の制度設計においてベターであると筆者は考えた。最後に、今後検討の必要となる問題を指摘したい。

第一に、繰り返しになるが、「競業」に関する議論よりも、「株主の権利の確保」等、125条3項1号2号拒絶事由に関する議論の方が重要であると考え。本稿では、委任状勧誘と共同原告の募集など場面を限って論じたが、株主名簿閲覧事例のさらなる調査、分類や学説上の議論を通じて、ある程度の類型化をすることが有効であると考え。それに関して、本稿で少し紹介したアメリカ法に関連するさらなる分析に加え、EUなど他の法域における制度や事例、また国内における論争等を参考としつつ、議論をさらに深化させることが今後の課題である。例えば、株主の自益権と共益権という性質の違いから、会計帳簿、株主名簿、検査役等の株主の開示請求権に関わる問題を再構成し、これを各法域の法制度や議論と実情を踏まえて分析すること等を筆者は今後想定している。第

二に、株主名簿閲覧の拒絶事由が保護する「プライバシー」とは何か。この点は会社法学において必ずしも意識的に論じられてきたわけではない。容易に知られたくない情報であることは確かである。しかし、病歴、犯罪歴など、知られることによって個人の社会生活に大きな支障をもたらすようないわゆる「プライバシー情報」と、株主名簿に掲載される「プライバシー情報」が質的に全く異なることは明らかであろう。憲法学・行政法学において論じられている「プライバシー」の議論との関係も視野に入れて、株主名簿の「プライバシー」の保護の必要性がどの程度のものなのかを検討することを今後の課題としたい。筆者は、どの程度保護されるべきかという観点からの詳細な分析が、株主名簿を直接閲覧させることの当否にとどまらず、要件をどのように構築すべきかという議論へもつながるのではないかと予想している。第三に、株主名簿を直接閲覧させる制度はやはり難点が大きいのだが、これを会社が行うと株主から見て不公平に見える。このことから、会社以外の者を介在させる制度に私見としても魅力を感じているのだが、この見解によった場合も、当該第三者の公平性をいかに担保するか、この者による情報漏洩をいかに防止するかなど、制度設計の詳細にはさらなる調査と慎重さを要するので、この点も今後の課題としたい。